

令和2年第2回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月11日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 7 請願第 2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて
(長南町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて
(長南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて
(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 11 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて
(令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第 12 議案第 1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 21 議案第 10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 22 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 日程第 23 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	宮	崎	裕	一	君	2番	林	義	博	君	
3番	河	野	康	二郎	君	4番	岩	瀬	康	陽	君
5番	御	園	生	明	君	6番	松	野	唱	平	君
7番	森	川	剛	典	君	8番	大	倉	正	幸	君
9番	板	倉	正	勝	君	10番	加	藤	喜	男	君
11番	丸	島	な	か	君	12番	和	田	和	夫	君
13番	松	崎	剛	忠	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君
総務課長	三十尾	成	弘	君	企画政策課長	田	中	英	司	君			
財政課長	今	井	隆	幸	君	税務住民課長	長	谷	英	樹	君		
福祉課長	仁	茂	田	宏	子	君	健康保険課長	河	野		勉	君	
産業振興課長	石	川	和	良	君	農地保全課長	高	徳	一	博	君		
建設環境課長	唐	鎌	伸	康	君	ガス課長	今	関	裕	司	君		
学校教育課長	川	野	博	文	君	学校教育課主幹	大	塚		猛	君		
生涯学習課長	風	間	俊	人	君								

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大	塚	孝	一	書	記	石	橋	明	奈
書記	山	本	裕	喜						

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和2年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともにご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

令和2年度も、はや2か月が過ぎました。この間、新型コロナウイルス感染症対策には神経を使ってきたわけでありますけれども、緊急事態宣言も去る5月25日に全面解除され、今後は、新しい生活様式の実践や停滞した経済活動の再開に向け、各種対策を進めてまいりたいと考えております。引き続き、議員の皆様方の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

ここで、令和元年度各会計の決算概要につきまして、現在調製中ではございますが、ご報告申し上げます。

一般会計では、おおむね歳入総額50億9,500万円、歳出総額47億700万円、歳入歳出差引額3億8,800万円程度となっております。このうち、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は7,000万円程度を見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計で申しますと、おおむね歳入総額25億7,100万円、歳出総額24億9,300万円、歳入歳出差引額は7,800万円程度を見込んでおります。また、ガス事業会計では、売上高6億900万円程度を見込んでいるところでございます。

さて、本定例会でございますが、専決処分の承認、条例議案、補正予算、人事案件の計15件をご提案申し上げております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和2年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 和田和夫君

13番 松崎剛忠君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君）　日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

[議会運営委員長　松崎剛忠君登壇]

○議会運営委員長（松崎剛忠君）　それでは、ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたしました。

本委員会は、去る6月2日に委員会を開催し、令和2年第2回定例会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、承認4件、条例の一部改正8件、補正予算2件、同意1件の計15議案が提出されているほか、請願2件、選挙管理委員及び補充員の選挙が議題とされます。

また、一般質問を8人の議員が行うことになっております。

当委員会といたしましては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日11日から12日の2日間とすることに決定いたしました。

なお、選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選とすることが適当であるとの結論に至りました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付しました令和2年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君）　これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君）　日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日11日から12日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君）　異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日11日から12日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君）　日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認4件、議案10件、同意1件の送付があり、これを受理しました。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました令和2年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和元年度長南町一般会計繰越明許繰越計算書の報告並びに議長が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長　平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君）　2点、行政報告をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金についてであります。

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民に対して給付する特別定額給付金などの対策経費を計上した令和2年度補正予算が4月30日に成立したところであります。本町においては、それを受け5月15日付で、国施策における特別定額給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金事業の2事業を盛り込んだ一般会計補正予算を専決処分させていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業が実施できるよう、感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じて地方創生を図ることを目的に、5月1日付で当町における第1次配分額として、交付限度額6,782万9,000円の通知をいただいたところであります。現在、町の独自支援策として8事業を予定しており、今回の補正予算として計上させていただいております。

なお、国においては、臨時交付金の第2次配分も考えているということですので、第2弾の町独自支援策のメニューについて、今後検討してまいります。

次に、地域おこし協力隊の着任についてであります。

この7月から、1名の地域おこし協力隊員が着任する予定となっています。東金市より転入される田島幸子さんで、委嘱の期間は本年7月1日から令和3年3月31日までとしています。

本人のプロフィールや意気込みにつきましては、広報ちょうなん7月号に掲載すべく準備をしているところですが、従前は故郷の旭市役所に勤務されており、長く農政の分野に携わっておられました。その傍ら、野菜ソムリエ、米粉マイスターの資格を取得されるなど、食をテーマに精力的に活動されており、本町への着任後も、自身の強みを生かした活動を展開していきたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひいた

します。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び日程第7、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第1号については、採択することに決定いたしました。

これから、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

請願第2号については、採択することに決定いたしました。

◎承認第1号～同意第1号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（長南町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について）から、日程第22、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から同意第1号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号から承認第4号までの専決処分の承認を求めるについてでございます。

承認第1号は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたので、本年3月30日に専決処分をいたしました。

次に、承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例について所要の規定の整備が必要になったことから、本年3月31日に専決処分をいたしました。

次に、承認第3号は、デジタル手続法第1条により、行政手続オンライン化法の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたこと、また、法律の改正により引用条項にずれが生じたことから、固定資産評価審査委員会条例について所要の整備をする必要が生じたため、本年3月31日に専決処分をいたしました。

続いて、承認第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る関連経費について、本年5月15日に専決処分をいたしました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億9,523万2,000円を追加し、総額を50億8,623万2,000円とするものであります。

それぞれ急施を要するものと認め、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるようとするものでございます。

次に、議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する条文の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、成年被

後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、納税が困難な方への対応として地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、デジタル手続法第4条により番号利用法が改正され、通知カードが廃止となったこと、及び住民票の謄本・抄本の交付手数料の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者が対象範囲に追加となったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働者に休みやすい環境を整えるための臨時措置として、労働者に係る傷病手当金の支給に係る規定を追加するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月1日に公布され、傷病手当金の支給について規定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では、近年の度重なる自然災害に備えるため全国町村会災害対策費用保険料の追加を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、民生費では、社会福祉費で在宅要介護認定者支援給付金の追加を、児童福祉費で子育て世帯応援給付金及びひとり親家庭等応援給付金の追加を、衛生費では、感染症対策用備品購入費及び医療機関に対する帰国者・接触者外来設置運営協力金の追加を、商工費では中小企業、農業者への事業継続支援金の追加を、教育費では、中学校費でGIGAスクール構想に係るパソコン端末購入費及び校内通信ネットワーク整備事業の関連経費の追加が、主な内容となっております。

歳入歳出それぞれに8,518万5,000円を追加し、予算の総額を51億7,141万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、新型コロナウイルス感染症関連の傷病手当金及び保険税の還付金を追加するもので、歳入歳出それぞれに187万9,000円を追加し、予算の総額を11億887万9,000円にしようとするものでございます。

最後に、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてでございますが、本案は、現委員の西野秀樹氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任

いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、承認第1号から同意第1号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、承認第1号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書、1ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、3ページをお願いいたします。また、参考資料の1ページから3ページを併せてご覧いただけますと存じます。

改正の趣旨でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことに伴いまして、令和元年10月以降の消費税率10%への引上げによる財源を基に、低所得者への介護保険料の軽減強化を行う軽減幅の基準が改正されたことによるものでございます。これは議案書3ページの第2条になりますて、平成30年長南町条例第14号での一部改正の附則規定に、令和2年度における保険料率の特例を、附則第6項として追加規定をさせていただくものでございます。

第1号では、第1段階として、生活保護受給者及び非課税世帯かつ合計所得金額が80万円以下の者につきましては2万3,400円を1万8,720円にさせていただき、第2号では、第2段階として、非課税世帯かつ合計所得金額が80万円超から120万円以下の者につきましては3万9,000円を3万1,200円に、第3号では、第3段階として、非課税世帯かつ合計所得金額が120万円超の者につきましては、4万5,240円を4万3,680円に改正をさせていただくものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

また、前後いたしますが、第1条につきましては、元号を改める政令により、平成32年度を令和2年度と改めまして、令和元年5月1日から適用をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めるについての内容の説明とさせていただきます。

ご審議いただきましてご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号の内容の説明は終わりました。

承認第2号及び承認第3号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

[税務住民課長 長谷英樹君登壇]

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、承認第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書4ページをお開きください。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の6ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の4ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、令和2年度の税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、地方のたばこ税及び改元対応等を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、長南町税条例等について所要の規定の整備が必要になったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2の改正の内容でございますが、この条例の一部改正につきましては、第1条から第3条、附則第8条から附則第11条による改正となっております。

主な改正点についてご説明させていただきます。

参考資料の7ページに新旧対照表がございます。そちらのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、第1条でございます。

第24条の改正につきましては、個人町民税の非課税の範囲について、寡婦を対象から除き、ひとり親を対象に加えるものでございます。

第34条の2の改正につきましては、未婚のひとり親に対する所得控除について改めるもので、これにより、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について、同一のひとり親控除の適用が受けられることとなります。こちらにつきましては、令和3年度分以後の個人住民税について適用するものでございます。

続いて、10ページをお開きください。

第54条、固定資産税の納税義務者等の第4項の次に第5項を加えるものでございますが、所有者が不明な土地等で調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない場合について、固定資産台帳への登録、課税、通知に係る規定を新たに整備するものでございます。こちらにつきましては、令和3年度分以後の固定資産税から適用するものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

第74条の3、現所有者の申告でございますが、こちらにつきましては、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの現所有者の申告に係る規定を新たに整備するもので、令和2年4月1日施行以後に現所有者であることを知った者について適用するものでございます。

続きまして、15ページの第94条の改正につきましては、たばこ税の課税標準について規定の整備を行うものでございます。後ほど本改正条例第2条にて、軽量な葉巻たばこの課税方式を見直すものでございますが、これにより、税負担の増加を緩和するため、2段階に分けて実施するものでございます。

本改正条例は、経過措置期間として、令和2年10月からの1年間は、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなし、課税するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

後段の附則第10条及び次のページの附則第10条の2の改正につきましては、固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴い、字句の整備、項ずれ等を修正するものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。

中段より少し下の附則第11条の2からは、改元対応により改正するものでございます。

続きまして、29ページをお開きください。

附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が3年延長されたことに伴い、改正するものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

本改正条例の第2条でございます。

第19条から第48条までにつきましては、地方税法の改正に伴い、字句及び項ずれを修正するものでございます。

続きまして、44ページをお開きください。

中段の第94条、たばこ税の課税標準の改正でございますが、先ほど本改正条例の第1条でご説明させていただきました軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しにつきまして、1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するもので、経過措置終了後の令和3年10月1日から実施するものでございます。

続きまして、46ページをお開きください。

本改正条例の第3条でございます。

平成31年に制定した長南町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法の改正に伴い、第24条の規定を整備し、併せて改元対応するものでございます。

続きまして、50ページをお開きください。

こちらにつきましては、附則による改正でございますが、附則の第8条から第11条につきまして、平成27年から平成30年に制定した長南町税条例等の一部を改正する条例についての改元対応による改正でございます。

主な改正点につきましては以上でございます。

本条例の施行期日につきましては、一部を除き原則令和2年4月1日からで、特に定めのあるものは附則で規定させていただくものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、以上で承認第2号 専決処分を求めるについての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

承認第3号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の61ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、デジタル手続法、正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」でございますが、この法改正の第1条により、行政手続オンライン化法、正式名称は「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」でございますが、こちらの法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められるとともに、民間手続も含め、情報通信技術の活用を推進する内容に法改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じることとなりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、参考資料の62ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらの新旧対照表のとおり、第10条第2項及び第14条第1項第2号につきまして、法律名の改正に伴う字句の整備及び項ずれについて、それぞれ改正するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、以上で承認第3号 専決処分を求めるについての内容の説明とさせていただきます。

承認第2号及び第3号につきまして、ご審議いただきましてご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第2号及び承認第3号の内容の説明は終わりました。

承認第4号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

[財政課長 今井隆幸君登壇]

○財政課長（今井隆幸君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお開きください。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長から提案理由の説明にもございましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、町民1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業及び子育て世帯1人につき1万円を給

付する子育て世帯臨時特別給付金事業に係る対策経費について、緊急に予算措置が必要となったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

21ページをご覧ください。

専決処分書。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,523万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,623万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月15日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、本補正予算の財源といたしましては全額国庫補助金を充当し、編成をいたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費では、新たに14目特別定額給付金事業費を計上し、1節報酬では会計年度任用職員2名の報酬として84万円を、3節職員手当等では、給付金対応分としての時間外職員手当及び管理職特別勤務手当275万3,000円の追加を、8節旅費では会計年度任用職員の費用弁償として2万6,000円を、10節需用費では、交付金の申請、受付等に係るマスク、消毒液等衛生用品及び印刷用紙、印刷トナーチャンバー等消耗品費として24万8,000円をそれぞれ追加しております。11節役務費では、給付金の申請等に係る郵便料及び口座振込手数料として152万3,000円を追加し、12節委託料では、特別定額給付金の申請業務に係るシステム改修及び申請書の作成、封詰め等の委託料として78万5,000円を、18節負担金補助及び交付金で、4月27日を基準日とした人口7,815人に対し10万円を給付する特別定額給付金7億8,150万円をそれぞれ追加するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費では、新たに4目子育て世帯臨時特別給付金事業費を計上し、3節職員手当等では、給付金対応分としての時間外職員手当及び管理職員特別勤務手当36万4,000円を追加し、10節需用費では交付金の申請等に係る封筒及び用紙代として5万円を、11節役務費では、給付金の申請等に係る郵便料及び口座振込手数料18万円をそれぞれ追加するものでございます。

9ページになりますが、12節委託料で、子育て世帯への臨時特別給付金の業務委託料として41万7,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金では、児童手当受給対象者645人に対し1万円を給付する子育て世帯への

臨時特別給付金645万円を追加するものでございます。

10ページ以降に給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上が本補正の内容でございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度長南町一般会計補正予算（第1号））の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第4号の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

[総務課長 三十尾成弘君登壇]

○総務課長（三十尾成弘君） それでは、議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

議案書22ページをお開きください。

議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の23ページ及び参考資料の64ページを併せてご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして、引用する条文の整備を行うために、関係する2つの条例について一部を改正しようとするものでございます。

まず、第1条では、長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の題名を「長南町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改めるものです。

次に、第2条では、長南町行政不服審査法施行条例の別表第1中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第4条」を「第7条」に、「同項」を「情報通信技術活用法第6条第1項」に改めるものです。

別表第2中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の65ページ、66ページに新旧対照表がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 長南町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び長南町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についての内容を終わらせていただきます。

ご審議いただきましてご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ここで議案第1号の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時10分を予定しております。

（午前 9時57分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

○議長（松野唱平君） 議案第2号から議案第4号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

[税務住民課長 長谷英樹君登壇]

○税務住民課長（長谷英樹君） それでは、議案第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書24ページをお開きください。

議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の67ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、こちらの施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、長南町印鑑条例も同様に改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、参考資料の68ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項、登録資格につきまして、これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がございませんでしたが、法律が施行されたことにより、法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人から印鑑登録の申請があったときは、その成年被後見人は意思能力を有するものとして印鑑登録ができるようになりましたので、本条を改正させていただくものでございます。

第6条及び第7条の改正につきましては、字句及び所要の整備により改正させていただくものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で、議案第2号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の内容についてご説明させていただきます。

議案書26ページをお開きください。

議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の27ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の70ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税においても税制上の特例措置及び固定資産税等の減収を補填する措置等が講じられ、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、長南町税条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、この条例改正につきましては、第1条及び第2条による改正となります。

主な改正点につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置についてでございます。

参考資料の72ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第1条による改正についてご説明させていただきます。

附則第10条及び附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の固定資産税等の課税標準の特例の改正に併せ改正するものでございます。

続きまして、73ページの附則第15条の2の改正につきましては、軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

附則第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等で、令和2年2月から納期限までの一定期間において収入が減少した場合について徴収を猶予するための整備で、地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において、条例で委任している事項の細目を定めるものでございます。

続いて、74ページをお願いいたします。

第2条による改正でございます。

74ページの下段になります附則第25条につきましては、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものを一定の期間内にした場合、放棄した日の属する年中に、その放棄した部分の入場料金等払戻請求権の価格に相当する金額を寄附金支出したものとみなし、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。

続きまして、75ページの附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により入居期限が遅れた場合でも、令和16年度分までを特例措置の対象とするものでございます。

これらが主な改正の内容でございます。このほかに、法律改正による改正と条ずれによる改正等がございます。

施行期日につきましては、第1条の改正につきましては公布の日から、第2条の改正につきましては令和3年1月1日からの施行とするものでございます。

以上で、議案第3号 長南町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号の内容についてご説明させていただきます。

議案書29ページをお開きください。

議案第4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の30ページをお願いいたします。また、併せて参考資料の76ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、情報通信技術が急速に進展する中、行政におきましても手続や事務に用いる情報を紙からデータへと転換し、デジタル化を推進するため、デジタル手続法が改正され、その第4条により番号利用法、正式名称は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止されることとなりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

また、この条例改正に併せ、住民票の謄本・抄本の交付手数料について、戸籍事務の交付手数料に準じ、枚数交付から通数交付に改めるものでございます。

2の改正の内容でございますが、参考資料の77ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらの新旧対照表のとおり、本条例の別表中10、住民票の謄抄本交付手数料につきましては、1枚につき300円を1通につき300円に改め、13の通知カードの再交付手数料の項目を削除するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとさせていただくものでございます。

以上で、議案第4号 長南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号から議案第4号までにつきまして、ご審議いただきましてご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ここで議案第2号から議案第4号の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第5号のご説明を申し上げます。

お手元の議案書31ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、32ページをお願いいたします。また、参考資料の78ページ及び79ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

改正の趣旨でございますが、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者が対象範囲に追加されました。令和2年8月1日から適用されるものでございます。このことに伴いまして、町の重度心身障害者の医療費助成に関する条例におきましても、第2条第1号の重度心身障害者の対象範囲に、ウとして精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者を追加させていただきまして、令和2年8月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第5号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

ご審議いただきましてご可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号の説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

[健康保険課長 河野 勉君登壇]

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書33ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。参考資料82ページの新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。

1点目の内容は、課税限度額の引上げ及び軽減措置について、軽減判定所得の見直しでございまして、第2条及び第21条関係の改正をお願いするものでございます。

参考資料83ページをご覧いただきたいと存じます。

2点目の内容は、附則の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、租税特別措置法の長期譲渡所得の控除に係る関係規定を引用していることによる条の追加でございまして、附則第4項、第5項関係の改正をお願いするものでございます。

それでは、参考資料80ページにお戻りいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、令和2年度税制改正大綱におきまして、課税限度額の引上げとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、1の課税限度額の引上げは、基礎分の課税限度額を61万円から63万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額は19万円のまま変更なし、介護納付金分の課税限度額を16万円から17万円にすることで、合計では3万円の増となり、最高限度額は99万円とされたところです。

次に、2の軽減範囲の拡大についての内容でございますが、国民健康保険税は応益割額と応能割額の合計額によって賦課がされており、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、所得が一定以下の場合は、応益割部分の保険税について、原則としまして7割、5割、2割の軽減をしております。今回、5割軽減では28万円を28万5,000円に、2割軽減では51万円を52万円に改正をさせていただくものでございます。

そのうち7割、5割、2割軽減分につきましては、基盤安定負担金軽減分としまして県より4分の3、町より4分の1が補填をされております。

次に、3の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてですが、令和2年3月31日に土地基本法の改正が行われ、その中で国及び地方公共団体に対して低未利用地の適正な利用・管理に関する努力義務が追加されました。その政策の一環として租税特別措置法第35条の3が追加され、低未利用地の土地を譲渡した際の長期譲渡所得の特別控除が創設をされ、附則の第4項、第5項において租税特別措置法の長期譲渡所得の控除に係る規定を引用していることから、附則に同法第35条の3第1項が制度の根拠として追加をされたものです。

施行の日は公布の日から施行し、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は令和2年4月1日から適用させていただき、附則第4項及び第5項の改正規定は令和3年1月1日から施行とし、令和元年度分までの国民健康保険税については従前のとおりとさせていただくものでございます。

なお、5月28日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明をさせていただき、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書35ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。参考資料86ページをお開きいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、感染した被保険者が休業しやすい環境を整えるための臨時的な措置としまして、被保険者に係る傷病手当金の支給に係る規定を追加するものであり、国保制度においては様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定することで支給することができる、いわゆる任意給付として国民健康保険法第58条第2項に定められております。費用については、国が緊急的、特例的措置としまして当該支給に要した費用について財政支援を行うこととなっております。

次に、2の改正の内容でございますが、今回の傷病手当金は、その趣旨からして特例的、時限的なものであるので、附則への追加としております。

1の対象者は、新型コロナウイルスに感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者となります。

2の支給対象となる日数ですが、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日となります。

3の支給額につきましては、まず、1日当たりの支給額を直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を基に就労日数で割り、そこに3分の2を掛け算定し、次に支給対象日数を掛けて支給額を算定いたします。

施行の日は公布の日からとさせていただき、改正後の第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を

定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用させていただくものでございます。なお、規則で定める日は、国からの通知によりますと9月30日となっておりますが、今後の状況で延長されることも考えられます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書38ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明をさせていただきます。参考資料90ページをお開きいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月1日に公布され、傷病手当金の支給について規定されたことに伴いまして、町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

次に、2の改正の内容でございますが、第2条の所掌事務中、第8号を第9号としまして、第7号の次に第8号としまして「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えます。

施行の日は、公布の日からとさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第8号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

議案第6号から議案第8号までの説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号から議案第8号までの説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

[財政課長 今井隆幸君登壇]

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書40ページをお開き願います。

議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算について。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,141万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項総務管理費、9目防災対策費では、令和元年度の台風15号、19号、10月25日の豪雨による災害を受けたことを踏まえ、今後の自然災害に備えるため、全国町村会災害対策費用保険制度に加入する保険料として115万5,000円を追加するものです。この保険は、避難所設営経費、炊き出し等食品、飲料水、被服、寝具、学用品等の生活必需品に係る経費、医療、助産、救助のための輸送費、職員の時間外勤務手当及び消防団員の出動手当等が対象となり、支払限度額は1災害につき300万円、年間で1,500万円でございます。適用要件は、自然災害またはそのおそれが発生し、自治体が避難指示、勧告、準備、高齢者等避難開始の発令をした場合となっております。なお、災害救助法の適用を受けた場合は対象外となります。

3款民生費、1項社会福祉費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る在宅要介護認定者支援給付金事業に係る経費を計上しております。

1目社会福祉総務費では、3節職員手当等で時間外勤務手当として6万5,000円を追加し、2目老人福祉費では、10節需用費で用紙、封筒代の消耗品費として8,000円を、11節役務費では郵送料及び口座振込手数料として22万7,000円をそれぞれ追加するものです。18節負担金補助及び交付金では、在宅要介護認定者支援給付金691万円を追加するものでございます。在宅要介護者に対する経済支援として、要介護1から要介護3の認定者258名に対し2万円を、要介護4から要介護5の認定者35名に対し5万円を給付するものでございます。特定財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、10節需用費で保育所の合併処理浄化槽の漏水修繕料として57万2,000円を追加するものでございます。

4目子育て世帯臨時特別給付金事業費では、11節役務費で、子育て世帯応援給付金及びひとり親家庭等応援給付金の郵便料及び口座振込手数料として13万7,000円を追加し、18節負担金補助及び交付金で、児童手当受給対象者645人に対し1万円を給付する子育て世帯応援給付金645万円及び児童扶養手当受給対象者35世帯に対し5万円を給付するひとり親家庭等応援給付金175万円、合わせて820万円を追加するものでございます。4目の特定財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、10節需用費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る防災活動支援事業の備蓄用消耗品として、フェースシールド2,000枚、消毒液100個、マスク50

枚入り大人用500箱及び子供用300箱、非接触型体温計5個の267万9,000円を追加し、17節備品購入費で、感染症対策用備品購入費として、役場本庁舎、小学校、中学校、保育所、公民館に設置するドーム型サーマルカメラ5台分の474万6,000円を追加するものでございます。

9ページになりますが、18節負担金補助及び交付金で、帰国者・接触者外来を設置する長生管内の医療機関に対する運営協力金として94万2,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費では、新型コロナウイルスにより売上高が20%以上減少している中小企業者及び農業者に対し、事業継続を支援するため、10節需用費で事業継続支援事業に係る印刷製本費として1万円を、11節役務費で郵便料として14万7,000円をそれぞれ追加し、12節委託料では、中小企業者を対象とする事業継続支援金給付業務委託料として220万円を、18節負担金補助及び交付金で、中小企業者及び農業者に対し、売上高が20%以上減少した場合に10万円を給付する事業継続支援金3,500万円を追加するものでございます。18節の特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,481万5,000円を充てさせていただくものでございます。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、令和2年度から令和4年度まで県の学校体育研究指定校に指定されることに伴い、7節報償費で理論研究講演会講師謝礼代として5万円を、10節需用費で印刷及び消耗品代として4万7,000円を、17節備品購入費で、体育用マット、教科用備品購入費として6万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。特定財源につきましては、全額県委託金、学校体育研究指定校委託金を充てさせていただくものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費では、生徒1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の推進に係る経費として、12節委託料で校内通信ネットワーク保守点検委託料として53万2,000円を、14節工事請負費で校内通信ネットワーク整備工事として816万2,000円をそれぞれ追加し、17節備品購入費でパソコン端末タブレット購入費として1,333万1,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、14節工事請負費では国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金408万円を、17節備品購入費では国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金423万円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金910万円、合わせまして1,741万円を充てさせていただくものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、16款県支出金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので説明は省略させていただきます。

20款繰越金は、一般財源所要額として888万4,000円を追加するものでございます。

なお、10ページ以降に給与費明細書を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第9号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第9号の説明は終わりました。

議案第10号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

[健康保険課長 河野 勉君登壇]

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和2年6月11日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億887万9,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金の77万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、被保険者が休業しやすい環境を整えるため、臨時的な措置として傷病手当金を支給するものです。算定に当たりましては、本町被用者の平均収入が200万円程度であるため、1日当たりの収入を1人当たり8,000円とし、支給額の算定式に基づき3分の2を掛け、1日当たりの支給額を5,300円と見込んだものに、支給対象日数である、国で言われております入院や療養日数を21日とし、給与収入のある被用者が700名程度おりますので、その1%の7名を見込んだ中で、77万9,000円とさせていただくものでございます。この特定財源は国が特例的な財政支援を行いますが、県を経由しての補助金、特別交付金として充てられるものでございます。

続きまして、7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の110万円につきましては、平成27年8月に社会保険へ加入をしていた方の保険税の還付金でございまして、財源は一般財源の繰越金でございます。

なお、歳入につきましては、ただいま歳出で説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第10号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第10号の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から同意第1号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、承認第1号から日程第22、同意第1号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第8、承認第1号から日程第22、同意第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時5分を予定しております。

(午前10時53分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第23、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願ひいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は8人です。質問順位は通告順に1番から8番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は自席において要旨ごとに質問し、答弁者においても自席で答弁します。制限時間は原則1人1時間以内とします。

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、今回は自席より質問をさせていただきます。今回、8人ということで、今まで過去最大だかどうか分かりませんけれども、なかなか元気があつていいなと思っております。

ご存じのとおり、新型コロナの蔓延によりまして世の中が一変してしまいました。日々新たな情報も入るわけですが、日本での感染者数、死亡者数が少ないことに注目をされているようです。日本では、握手をしたり、抱き合ったり、キスをしたりという習慣があまりありませんので、このような生活様式が功を奏しておるのかもしれないと思うところでございます。そのうちいろいろな考察が発表があつて何か出てくるかもしれません。

現在のところ、本町では感染者数の報告もないようで非常に喜ばしいところです。最近、東京では、典型的な3密と思われておりますカラオケのバーとか夜の歓楽街等で集団感染が少し発生しているようあります。また、今後、災害時の避難とコロナの関係の対応、また、夏、暑くなりますから、エアコンの使用方法についても、熱中症に対して注意をしていく必要があるようございます。1人の感染者が集団感染の引き金になるわけで、早く治療薬や国産のワクチンの開発が待たれるところでございます。

今回の一連の状況の中、町では諸行事の変更が余儀なくされ、学校でも長期休業もあり、役場職員や学校教職員の方々も今後の対応などで大変でしょうが、よろしくお願ひをしたいと思います。

今回の一般質問は、時節柄、コロナ関係が多いと思いますが、まずは先陣を切りまして、この関係について質問させていただきます。いろいろな影響を受けている中で、臨時休業を余儀なくされた小・中学校の状況について、幾つかお聞きしたいと思います。

初めに、小・中学校の状況で、卒業式等々の中止など、年度をまたぎ大きな影響が出てしまいました。小・中学校の現在までの対応状況などについてお聞かせいただきたいと思います。また併せて、今後の見通しも大筋で結構ですから、お聞かせいただければ幸いでございます。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　それでは、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

2月28日に発せられました文部科学省の一斉臨時休業の通知に基づきまして、コロナウイルス感染症防止のため、長南町では3月3日から3月23日まで臨時休業といたしました。新年度になりまして、首都圏の感染が収まらない状況、また近隣地域の感染状況、そして県の教育長からの通知、県立学校における新学期の対応、これらを踏まえまして、4月7日から5月6日まで臨時休業を延長、さらに5月31日まで再延長をいたしました。

臨時休業を行うに当たりましては、児童・生徒には、基本的には自宅で過ごし、家庭学習の指示も加え指導し、さらに、健康カードを用いて毎日の検温と健康状態の確認を課しました。

休みが長期化する中で、5月になりましたら小・中学校は分散登校を実施いたしました。小学校は、保護者の送迎により地区別に登校、担任と面談し、課題の回収、生活状況等の確認をいたしました。中学校は、各クラスを2グループに分けまして、週に1度、午前中のみ授業を行いました。小・中学校は、学校再開に備え、文部科学省からの通知、「衛生管理マニュアル」に基づき、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、全教職員で共有し、現在対応に当たっております。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　なかなかこういう時期ですから大変でございまして、ご苦労さまでございます。

休み中の関係はあれですが、6月からは通常の登校というか、授業でよろしいんでしょうか。

○議長（松野唱平君）　学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　6月から小・中学校とも授業のほうは通常授業ということで行っております。

最初の週、1週目は弁当持参で行っています。今週から給食のほうが再開をしております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　分かりました。今後については現状が続けばこれでいいけるということで、承知しました。

次に移ります。臨時休業、先ほど何日か期間を聞いておりますが、授業時間は減少したということだと思います。最近では9月入学の話も出たり消えたりしておりますが、年間の予定された授業時数の確保について厳

しい状況にあると思われます。

文科省によりますと、災害やインフルエンザなどで学級閉鎖となる場合など不測の事態であれば、授業時数を下回っても法令違反にはならないということのようです。また、文科省では、不足分の回収のために、授業再開後、今再開しておりますが、学校行事の見直しの精選、よいものだけを選び出してやりなさいと、それから夏休みの短縮、土曜日授業や放課後の授業というようなことも、実施なども対策の一つとしてやってもいいですよというようなことを言っているというのがネットにも載っておるわけすけれども、町は、どのような指示が最近国及び文科省から出ておるか、分かりましたらお聞かせください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　臨時休業による授業時間の減少への対応策ということで答弁させていただきます。

長期の臨時休業によりまして、学校で授業ができなかつたということは大変大きな課題となっております。中学校では平日の授業を7時間に、小学校は現在通常どおりの時間割で行っております。ただ、小学校の場合には、学習内容の理解に向けて、全職員が一丸となって対応するようにしております。

また、文部科学省、それから県からの通知を受けまして、夏季休業日を8月1日から8月23日までとし、そのほかの日には授業を実施する予定であります。児童・生徒、そして教職員に過度な負担にならないように十分配慮して取り組んでいくようにしていきたいと思います。

以上になります。お願ひいたします。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございます。

文科省から、8月1日から8月23日を夏季の休みとして、その前後は授業をやりなさいということのようであります。これは、最終決断は町の教育委員会で文科省に従っておると。教育委員会がもっと変えようと思えば、これは自由にできるわけであると思いますけれども、それに従って町の教育委員会も判断したということでおろしいですね。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　臨時休業の状況及び県、国からの通知を踏まえまして、最終的には長南町としての方針ということで出しております。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございました。

ヒアリングの段階でもちょっと聞いたこともあるんですけれども、結構長期に休んでおったということで、学校が再開したんだけれども、不登校になってしまったというような事例はありますか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　校長会議を開き、現在の学校の児童・生徒の登校の状況を確認をいたしまし

た。現在のところ、この臨時休業が原因ということで不登校になっているという生徒は、見られないということでお話は伺っております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 余談になりますが、町長と教育長にお聞きします。先ほども、9月入学の話題がちらりほらりあつたりして、結局はそうはうまくいかないんですけども、私は9月でもいいのかなという感じもありますが、個人的な考えでよろしいです。ひとつよろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） この長期休業に当たりまして、いろいろなところからの意見が出る中で、9月入学というのも一つの案として出されたというふうに思います。かつて東大の9月入学の件も出されましたけれども、これも諸般の状況の中で中止になったというふうに聞いておりますが、私も、この問題と9月入学というものを同時に論ずるというのは無理があるんじゃないかなというような思いがしております。特に学校現場とか子供の状況、そういうものをまず優先にした議論というようなものを進めていってほしいというふうに思います。もう少し将来的、長期的に、9月入学については審議していただければというふうに自分なりには考えております。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 9月入学については、今、教育長のほうから話がありましたけれども、確かに子供の視点に立って考えていった場合は、今、教育長が言ったとおりだというふうに思います。ただ、9月入学は社会に与える影響も非常に大きいわけでありますので、いろんな課題もあります。ですので、これは早急に結論を出すべきではなくて、ゆっくり議論していくべきではないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。

次に移りますが、今回、結構な休業期間があったわけで、その間、教員の方々はどういう動静だったかなということでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 小・中学校の教職員の勤務につきましては、文部科学省からありました通知、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A」、その中の項目として「教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進する」、これに基づきまして、小・中学校で学校運営に支障がない範囲で在宅勤務を実施をいたしました。教師は家庭での教材研究等で、家での勤務時間を作り有効に使っていたというふうに考えます。

以上になります。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

在宅によるスキルアップということだと思います。こういうような時間をうまく活用して、教員の方々のICT教育のスキルアップとか、そういうことに利用していただければいいなと思っておりました。ありがとうございました。

次に移ります。最近、若い人はそんなに新型コロナウイルス感染症にかかるないんだというような話もあつたんですけども、乳児、小・中学校、高校、若い方々の感染がちょっと気になるということで、どうも広まっておるようでございます。学校内の感染の防止として、体育や部活動や、いろいろ諸行事があると思いますが、全て密になることがあるわけで、これへの対応を学校も考えていらっしゃると思います。状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　それでは、学校の体育、部活動とその他の諸行事ということで、学校の授業では、児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となる、例えばグループワークであるとか、近距離で一斉に大きな声で話す活動は、授業方法を工夫して避けるようにしています。体育、保健体育においても、児童・生徒が密集する運動、また近距離で組み合ったり接触したりする運動は避けて、生徒同士、児童同士の間隔を十分確保した授業を実施をしていきます。部活動についても授業と同様の考え方で、当面は感染のリスクを減らす内容の活動にしていきます。

小・中学校の行事につきましては、中止も含めて現在検討しています。新型コロナウイルスの感染状況によって、状況もこの後変わってくることも想定をしまして、慎重に検討していきたいというふうに考えます。

以上になります。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございました。臨機応変に今後の様子を見ながら諸行事も考えていくということで、町の行事もありますけれども、学校の行事もいろいろあるので、先生方は大変だと思いますが、ひとつ教育長もよろしくお願ひをしたいと思います。

後でもいいんですけども、ここに座ってマスクをしていますと、だんだん気温が上がってきて、冬場はよかったですけれども、もうだんだん暑くなってきて、そのうち誰かが熱中症で倒れるかどうか分かりませんけれども、児童・生徒もいろいろ大変だと思いますので、その辺またよく、感染と熱中症を最近は考えないといけなくなったようありますので、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

次に参ります。オンライン授業ということで出しております。ほかの議員さんもこの件についてお聞きしたいということも聞いておりますので、私のほうからは大ざっぱなところを何点か伺います。

今回のこのような事態を受けまして、遠隔による授業というのも話題になっております。調べてみると、文科省から平成30年に「遠隔教育の推進について」というレポートが出されておりまして、オンライン授業を推奨しているようです。ICTによる教育を積極的に進めている本町としましては、オンライン授業もできる体制の確保など、積極的に研究を進めておくべきではないかと思うところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） オンライン授業ということで答弁させていただきます。

学校での授業ですが、教師が児童・生徒一人一人と向き合い、教師が直接児童・生徒に問い合わせ、また、子供同士がお互いに意見を議論する、あるいは共感する、こういった活動が今、学校の活動では中心となっています。しかし、今回、新型コロナウイルス感染症の防止のための臨時休業が長期化しまして、授業ができない状態が長く続きました。教育委員会では、学校にとって今回のような非常事態時の対応として、また、今後の情報化社会におけるＩＣＴの整備、活用、こういったものは、時代に沿った大切な施策になるものというふうに考えております。

オンラインの授業を受けるには、一定の通信環境やツール、その他、条件整備がやはり課題となってくると思思います。この件につきましては今後検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） おっしゃるとおりでございまして、ソフト、ハードの面でいろいろ知恵を出していかなくちゃいけないということでしょう。

結構、私立の小・中学校とか、いろいろインターネットでよく状況を見てやっておるところもあります。公立はなかなかうまくいかないのかなと思いますが、今回、お金もかかるということで、地方創生臨時交付金の活用とかもいろいろできるのかなと思って、また知恵を出していっていただきたいと思います。

オンライン教育ができると不登校の児童・生徒に対して何かできるのかなと。反対に、これをやるとみんな不登校になっちゃって学校に来なくなっちゃったというのも困るんですけども、この辺、研究していただきたい。できれば先生方の中でオンライン教育に関する研究セクションをつくっていただき、外部からも知識人を呼びましてやっていただければいいかなと。オンラインは通信教育ですから、今まで、昔からやってきた通信教育を考えますと全く違う通信教育になるわけで、今後の通信教育、学校のオンライン教育はあるとしても、今後、一般にされている通信教育も変化していくのかなという感じを持っておるところでございます。

このぐらいにしまして次に参ります。町内の方から、広報にも載っておりましたが、布地を頂いてマスクを作ったということで、何よりだと思います。一般的な感染防止対策として、児童・生徒、教職員、また学校を訪れる方々などについて、どのような対応をしておるかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 小・中学校ですけれども、文部科学省からの通知がありました「衛生管理マニュアル」に基づきまして、必要となる様々な配慮、工夫、留意すべき事項について、全教職員で共有して児童・生徒を指導しております。やはり3つの密、これをまず避けるということ、それから、マスクの着用であり、手洗いなどの手指の衛生、こういった基本的な感染症対策、こういったことを継続して新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めております。

また、来訪者に対しては、玄関のほうで手指の消毒あるいはマスク着用についての協力、こういったことでお願いしております。

以上になります。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ちょっと最近気にしておりますのは、今日もそうなんですけれども、要はトイレのドアとか便器とか、飛沫同伴とか接触とかがあって、ちょっとこの辺を私も注意をしておりますが、学校、多数の児童・生徒がどういう行動になっているか、今、記憶にありませんので分かりませんが、なるべく手を使わなくてドアが開くとか閉まるとか、用をする前に手を洗う、終わったら手を洗うとかで、いろいろ考えておいでくれているとは思いますけれども、ひとつまた十分知恵を出して、どうもこの辺が私は気になるところでありますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

給食の食べ方の問題とか、十分対応してくれていると思いますが、あとはバスの送迎ということで、エアコンが、夏休みが狭まる関係で、夏休みは関係なく今も使っているかもしれませんけれども、あるニュースで、エアコンの下にいた人がみんな感染しちゃったと。要は空気の循環をしているだけで、入替えはエアコンはしておりませんので、今のところは、少し窓を開けて、電気を使ってもいいからやりなさいというようなことも言われてきているような感じもします。エアコンについても十分また知恵を出していただきたい。要は循環している空気だよということで、開けておけとか閉めておけとか、昔、そういう宣伝もありましたけれども、冬の換気と同じで、夏の換気が出てきましたということで、ひとつまた注意をして対応していただければと思います。

次に、最後ですが、備品について、学校関係でどのような、先ほども予算の関係で出てきておりますが、どのような備品があるといいなということが分かったというか、考えているというか、その辺が、予算の関係もありますが、分かればお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、備品についてですけれども、小・中学校から今回の新型コロナウイルス感染症の対策として必要となる物品リストを提出してもらいました。小・中学校とも共通していたのが、給食配膳時に使用する使い捨ての手袋、それから手指の消毒液、ハンドソープ、マスクあるいはフェースシールド、こういったものが要望として上がってきています。当面は現計予算で対応をしております。今後、第2次配分の中で検討してまいりたいと考えます。

以上です。お願いします。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今回の補正にも載っておるということで、また予算のほうの質疑でもあるんでしょうけれども、これは学校だけに限らず町にもお願いをする話なんですけれども、要はリストを作ってもらいたいと。これだけはいつも持つていいようと、在庫として備えておこうという、期限のあるものもありますから、いろいろあれなんですが、マスクなら何枚は持っておこうと、大、中、小、ないといけないねとか、何リットルのアルコールを持っていようとか、使い捨てですからね。ぜひともこれはリストを作っていただいて、保護者にも知っておいてもらうと。これだけあるから安心だなとか、安心を買うということで、町のほうにもお願いをするわけでございますけれども、そういう必要な消耗品等のリストを作っていただくようにお願いをしたいと思います。

これでこの分の質問は終わりますけれども、今回のコロナ騒ぎは、児童・生徒、我々もそうですけれども、非常に貴重な経験、体験であります。また、これが何年かして収まったとしても、また新たなウイルスが出てくることは十分想定できるということで言われております。児童・生徒、若年層のほうへも感染が広まっておりますので、このような知識を児童・生徒によく教えておいていただきたい。感染症の歴史でありますとか仕組み、対策、この辺を学校の授業の中で十分教え込んでいただいて、近い将来にまた対応できるように、児童・生徒の教育をよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして教育関係は終わります。ありがとうございました。

続いて、一般行政のほうにおける感染症対応ということで幾つかお尋ねをいたします。

初めに、郡内の各市町村では、名称の差はあるものの感染症の対策本部が設置されており、4月22日には千葉県知事に対し、郡内首長様方が連名で、県の要請に応じないパチンコ店の使用制限の要請について要請をしたというような情報も事務局からファクスでいただいたところでございます。

本町でも新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、各種の対応策について協議されているものと思います。差し支えなければ、どのような協議が何回ぐらいなされたかということ、また、郡内の市町村の状況はどういう状況であるかというようなことが分かりましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　それでは、加藤議員さんの、町の感染症対策本部は何回程度やったかというようなご質問に回答したいと思います。

町の感染症対策本部につきましては、令和2年2月27日に設置をさせていただきまして、その後、現在まで計8回、直近ですと5月29日に8回目の会議を行っております、いろいろな状況の調整等をしております。

具体的に申しますと、直近の8回目では、5月25日に緊急事態の解除がありましたので、新型コロナウイルス感染症対策本部は解散ということになりました、任意の本部会議であります長南町感染症対策本部ということで名称のほうを変更してございます。緊急事態宣言が解除になりましたので、町の対応等を決めてございます。

また、周辺自治体との意見交換の関係なんですけれども、感染者が発生しました市ですか町、郡内ですと茂原市さんや一宮町さんですけれども、対応状況等の確認を行いまして、4月2日以降、計6回、新型コロナウイルス感染症の現状と対応についてということで、長生保健所ですか長生郡市内の市町村、長生郡市の広域市町村圏組合、それに加えまして茂原市長生郡医師会と意見交換のほうを行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　相当な回数で検討会を行つておるということで、ご苦労さまでございます。何回もやればいろいろ知恵も出てくるし、いろんな情報も入ってくると思いますので、また今後もということですけれども、まだ名前は変わってもこの組織はあるということで、その組織の中で臨機応変にいろんな策を講じていただければと思います。ありがとうございます。

次に、町民に対する周知、もう周知しなくても、テレビは明けても暮れてもこればかりやっているので、必

要はないのかもしれませんけれども、かいつまんでどのような周知を行ってきたかということでお聞きします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　住民への周知の関係でございますが、区長さんを通じました毎戸へのチラシの配布ですか、町の広報紙、ホームページ等を活用しまして、感染症の注意喚起や感染症拡大に伴う町施設の対応、各種検診等の延期・中止の案内等のほか、各種支援制度の周知を行っております。また、町のほか、国・県等の支援策を盛り込んだチラシの配布を今後計画をしてございます。

なお、緊急事態宣言が千葉県に発令されてからは、防災行政無線での感染症予防の注意喚起を行うなど、様々な媒体を通じまして住民の皆様へ情報発信のほうを行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　次に、前回の1回目の定例会でもお話を最後にしたんですが、職員等について、教員も入るかもしれませんけれども、感染予防についてということで、公益事業でありますガス事業もやっておりますし、ガス、水道、電気、いろいろなこと、あと、役場職員が感染症に罹患をしますと、町の運営に非常に大きなダメージとなるということはもうご存じのとおりでありますけれども、今回、職員に対してどのような町長として指示をしてあるのか、お聞かせ願います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　職員等への感染予防につきましては、来庁者、職員への感染予防として、1月31日から役場庁舎の出入口に消毒液を設置しましたほか、新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、長生郡内や町内で感染者が発生した場合の指針のほうを策定しております。それに基づきまして、4月7日から庁舎窓口に飛沫感染防止用のビニールシートの設置や、庁舎のカウンターですとか床、窓口用の筆記用具の消毒、定期的な換気、待合スペースの着座間の確保などを実施しております。

なお、町内で実際に感染者が発生した場合は、それに加えまして、来庁者へのマスクの着用のお願いと併せ、体温が37度5分以上の方の入庁をご遠慮いただくということで予定をしてございます。

また、4月20日から千葉県の緊急事態宣言が解除された5月25まで、庁舎内の会議室等を使用した職員の分散勤務の実施ですか、必要不可避な会議の開催のため、町主催会議等の開催に関する方針を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　1点だけ、これは職員じゃなくて町民の話になりますけれども、今、37度5分以上の云々ということですが、現在も入ってくる町民に対して検温しているということでよろしいですか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　この37度5分以上は、長南町の中で感染者がもし出てしまった場合、そういう

意味ですので、今のところ体温の検温のほうは、今回、議会で議員の方ですとか傍聴人の方に体温の確認をさせていただいてございますが、一般の住民の方に関しては、町内で発生をしていませんので、検温のほうはしてございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

今回の補正か何かで、自動的に温度が分かる、空港なんかによくあつたりするんですけども、そういうのを買うんでしたっけ。これは玄関に。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 今回の補正で、それこそ先ほど財政課長からも説明ございましたけれども、役場の庁舎と、それから小・中学校ですとか公民館、保健センターに、ドーム型のサーモグラフィー、それこそ空港にあるやつですね、入り口に設置をいたしまして、パソコンのモニター上に、例えば37度5分以上熱があると、顔のところに熱が37度5分と出まして、赤い表示になって、要は熱がありますとか、何か口頭でコメントが出るようなものを設置しまして、役場の庁舎ですと、その線を健康保険課のほうまで引いておきまして、熱のある方が入り口まで来たときには、うちのほうの保健師が対応して、その方の来庁の目的等を伺って、熱があるのでということで改めて額に非接触型の体温計を当てて、もう一度熱の確認をして、本当に37度5分以上あるようであれば、急ぎの用でなければお帰りいただく、もしくは担当課のほうを確認をして、担当課の職員を呼んで、対応が可能であれば対応していただくなどの予定を考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。職員も一緒に見てもらうということでよろしいかと思います。ありがとうございました。

次に、先ほども学校で話をしましたが、今の感染症等への対応の備品についてということで項目を挙げさせてもらいました。第1回の定例会でも、マスクの枚数だとか、殺菌剤の本数とか、そういうのもお聞きしたわけですけれども、ちょっとマスクなんかは、今となればいいですけれども、少なかったかなという気もしておるわけではございますけれども、さっきの学校と一緒に、消耗品リストをぜひとも作っていただきたい、最低これだけはいつも確保しておきましょうということをぜひとも進めていただきたいと思うわけでございます。

先ほどのサーモグラフィーみたいなのは消耗品じゃないからいいですけれども、マスクだとか、薬品だとか、手袋だとか、先ほどもいろいろ、マスクとかフェースシールドとか、いろいろ新しいものが世の中に出てきておるところでございます。この間の保険の会議では、各ドクターに200枚のマスクを送ったのか、非常に先生方は喜んでおりましたが、そういうことで、町にこれだけあるということで、町民が安心していけるというようなことをぜひとも進めていただきたいと思うところでございます。備品のリストアップ等についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 感染症等への対応の備品の関係なんですけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によります経験を踏まえまして、住民の皆様が安心して生活ができるだけのマスクや消毒液等のローリングストックのほうを行ってまいります。これは今回補正のほうで上げさせていただいたある内容でございます。

また、町といたしましては、住民の方には、平時から災害時に備えてマスクですとか水、非常食等の備蓄をお願いする中で、今回のような感染症が発生した際の医療従事者用のマスクですとか消毒液等の備蓄、現在はマスクは足りておりますけれども、市場へのマスクの供給量が仮にまた不足してしまった場合などを考えまして、住民の皆様が購入できなくなることも想定しまして、各世帯にマスクを1箱50枚程度は配布できるように、備蓄品のほうは今後検討していくという予定であります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

町での備蓄も重要と思います。あと、各家庭に何がしかの備蓄のリストを、町からこういうものをそろえておいてくださいよというようなことで、そこに何がしかの補助金が出ていいのかなと思います。各家庭での備蓄を推奨していけば、町も少しお余裕が出てくるというようなことであると思いますので、この辺もちょっと検討いただきたいなと思います。

また、各周辺自治体の状況をよく聞いていただいて、あなたのところは何を持っているの、どういうのがあるの、どういうのを考えているのということで、いろいろ知恵を出し合って、それもあったほうがいいねとか、それは要らないねとかというようなことがあるかもしれませんので、その辺、ロスのないようにするために、いろいろな情報を集めて機敏な対応を取っていただきたいと思うところでございます。

先ほどの話で、1兆円の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金のうちの第1弾はもうもらつてあると。これはもっと多くもらえないのかどうか、ちょっとよく分かりませんけれども、六、七種類の今回予算計上があるということで、第2弾として新たなメニューということで今後検討するということをさっきお聞きしたと思います。この中に、あとほかに何を入れていったらしいのか、備品だけじゃなくて、いろいろなシステムの構築とか、コロナに関係する、関係づけられる、多分いろいろなあれがあると思いますので、どのように検討していくか、また後でお聞きしますけれども、活用事例集というのを議員に配付してくれました。議員も考えろということだろうと思いますが、いろいろな活用事例があるということのようございますので、この辺、速やかに漏れのないように十分検討して、もらえるものはもらってもらいたいと思うところでございます。

それでは、次に、花火大会の中止ですか、これは町の行事じや直接はないにしても、検診がなくとか、いろいろな状況になったわけでございます。諸行事が、祭り連中、ほとんど全滅ということで、諸行事の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 毎年恒例の各種事業の進め方ということなんですけれども、5月25日に千葉県への緊急事態宣言が解除されました。国は、新型コロナウイルスを想定しました新しい生活様式ということで示してございます。その中で、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等ということで、感染の対策のほうを示してございます。また、千葉県では、屋外では200人以下、屋内では100人以下かつ収容人員の半分以下などという数値をつくりまして、イベント等の基本的な考え方のほうを示してございます。

本町におきましては、国・県等の基準を参考としながら、近隣市町村等の状況を注視し、感染症予防を講じた上で、各事業の実施の有無を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 考えますと、運動会だとか、町のイベントとか、防災訓練だとか、まだ残っておりますけれども、このうちできそうだなというのは、何か感じが、今の時点でめどがつきませんか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 運動会等はちょっと所管があれなんで分かりませんけれども、例えば私のほうの課、健康保険課になりますけれども、現在、検診関係が軒並み延期ですとか日程の関係で中止になってしまふものもございますが、今のところ、いつもゴールデンウイーク明けに実施してございます住民の特定健診、あれをできれば9月以降にやっていきたいということで、現在、医師会のほうと調整をしていると。あと、胃がん検診と乳・子宮がんも中止になってしまったんですけども、それ以外も、例えば胃がん検診ですかそういうものも、今、日程がどの程度組めるかということで、検診に関係するものは、なるべく住民の方の健康維持ということで、できる限りやっていきたいという考え方で調整のほうをしていく状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 検診、9月以降再開ということであれば、その他の行事も、検診をやっているんだからできないことはないだろうというような形で進んでいくのかなと思いますが、まだ未定なところなんでしょう。検診ができるれば結構な行事ができるのかなと思いますが、ひとつまたご検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、児童クラブの状況についてということで、学校と同じくこのコロナ禍の中においてどういう状況であったか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 児童クラブの状況ですけれども、小学校が3月3日から5月末まで休校となりました。これによって、児童クラブを利用する保護者の方々には、新型コロナウイルスの感染予防のためにも、自宅で養育が可能な児童は利用を控えていただくようにお願いをいたしました。この間の利用の人数ですけれども、1日当たり平均16人でございました。児童クラブの利用に当たっては、朝の体温を保護者から報告していただいたり、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底など、感染予防に努めて対応をしてまいりました。今後

も引き続き対応をしていくところでございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

最後になりますが、マイナンバーカードについてということで、質問の要旨としては申請状況についてというふうに書いてございますが、このたびの新型コロナウイルスに派生した一件としまして、特別定額給付金が全国民に給付されることになり、マイナンバーカードによるオンライン申請も可能となったところで、日陰にあると思われるマイナンバー制度にちょっと日が差したかななど。ここにいらっしゃる皆様方はほとんどマイナンバーカードを持っていると思いますが、莫大な資金を使った割には、活用の状況があまり目に見えてこないというような感じもあります。

国では、預貯金の口座情報とひもつきにして義務化する検討に入ったようですが、当初は全口座ということで、今は1つの口座か何かと言っておりますが、国民としては、いろいろ監視が強まり、プライバシーの問題から反発も予想されるわけですし、また、要らない口座がいっぱいできる可能性も考えられるというふうに予想されております。

国全体でのカードの普及率は約14%というふうに聞いておりますが、本町での普及率、また、特別定額給付金のうち、そのカードを持っている人のうちですが、どのくらいの人がこのマイナンバーカードを使ってオンライン申請をしてきたかお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 本町のマイナンバーカードの交付状況について、私のほうから答弁させていただきます。

直近の交付状況ということで、5月1日現在の交付状況についてでございますが、住民基本台帳人口7,810人に対しまして1,049枚交付しております。交付率につきましては13.4%でございます。また、近隣の市町村の交付率でございますが、茂原市では15.1%、一宮町では14.4%、睦沢町では12.1%、長生村では14.9%、白子町では13.8%、長柄町では14.7%でございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、特別定額給付金のマイナンバーカードを利用しての申請件数はというお尋ねにつきましては、34世帯の方がマイナンバーカードを使っての申請でございました。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございました。この郡内を全部教えていただきましたけれども、似たり寄ったりということで、半分、50%いっているというところもありませんし、10%を切っているところもありませんし、大体国の平均に合ってしまうということで、すごいですね。

1,049枚出してあるんですが、世帯としては34世帯、何人か分かりませんけれども、34世帯がマイナンバーカードを使ったオンライン申請でしたと。本町は別に問題がなかったですね。ほかの大きいところでは結構問題があるって、途中からやめるとか、あるんですか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　特別定額給付金のマイナンバーを利用しての問題というようなことがありましたかという質問ですけれども、やはり長南町も、全国的に言われているような、何度も送信をされたりというようなこともありますて、確認をするという作業が増えたところでございます。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　ありがとうございました。

マイナンバーカードを普及させようということで、国もいろいろ考えているようで、マイナポイント事業と呼ばれるような事業で少しバックがされるという、1人当たりマックス5,000円というようなことで総務省でも発表しておりますが、マイナンバーカードを広めようというようなことで、マイナポイント事業はどこの担当か知りませんけれども、何か総務省から少し通知でも来ておりますか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　マイナポイント制度につきましては、総務省のほうからチラシが来てございますので、住民課の窓口のところでそちらのほうは置かせていただいて、周知させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君）　マイナンバーカードの普及を広めようということでやっていることだと思います。また、国からもそういうことで来ておるということであれば、町も積極的に周知をして国に協力していくと。あまりこの制度が要るのかよく分かりませんけれども、やつちやったものですからしようがないと思います。このカードが宝の持ち腐れにならないように、ぜひともしていかなくちゃいけないと思います。

こういうコロナ禍の中で、いろいろお答えをくださいまして誠にありがとうございました。災いを転じて福となすという言葉がありますように、これを祈りまして、今回の私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君）　これで10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

（午後　0時03分）

○議長（松野唱平君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　1時00分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君）　次に、11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　11番議席の丸島でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、今まで想像もしなかった状況が続いておりますが、緊急事態宣言が解除され、気がつけばアジサイの季節になってまいりました。まだまだ油断はできないですが、少しずつ元の生活を取り戻していきたいと、また一日も早い収束を願っているところでございます。執行部の皆様におかれましては、様々ご苦労があったかとお察しいたしますが、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

まず、1点目のフレイル（虚弱）予防についてお伺いをいたします。

世界有数の長寿国日本、寿命が延びる一方で、介護を必要とする人が増え続けております。ある調査によるところ、介護が必要な平均期間は約5年、月額費用は約8万円にもなるということです。家族に負担をかけたくない、また、トイレやお風呂で人の手を借りたくないと誰もが願っております。

町は高齢化が4割を超えております。人生100年時代を迎え、加齢に伴う虚弱化、フレイルを遅らせ、健康寿命の延伸を図ることが喫緊の課題であります。加齢に伴う虚弱化の予防、いわゆるフレイル予防についてですが、厚生労働省は、介護が必要になる手前の状態、フレイル（虚弱）を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、今年度から75歳以上の人を対象にフレイル健診をスタートしました。

フレイルとは、加齢に伴う心身の活力が低下した状態で、健康と要介護の中間的な段階を指します。具体的には、①身体的フレイル、筋肉の減少や肺活量の低下、②として精神心理的フレイル、記憶力の低下、気分的な鬱、③社会的フレイル、これは孤立やひきこもり、この3つが相互に影響し、悪化していくと、要介護状態になる可能性が高くなるということです。

しかし、フレイル状態は、食生活や運動などの生活習慣を見直すことで、また健康な元気な生活を取り戻すことが可能とのことでございます。

そこでお伺いしますが、このフレイルについて町民の認知度はどの程度でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　フレイルについて町民の認知度はということで、丸島議員さんの質問に回答させていただきます。

フレイルとは、活動的な生活をしている状態と要介護状態の間の状態と言われております。フレイルには、身体的フレイル、オーラルフレイル、心理的・認知的フレイル、社会的フレイルと呼ばれる様々な側面があり、これらは単独で起こるのではなく、生活習慣や身体、心の状態によって複雑に絡み合いながら進行していきます。一方で、抱えている病気を適切に治療するとともに、栄養や運動習慣など生活習慣を整えたりすることで、フレイル状態から脱却できることも分かっております。年齢等とともに生じます身体の衰えを感じている方は多いと思いますが、それがフレイルだと分かる方は少ないと思われます。フレイル予防に携わっている方々にはなじみのある言葉だと思いますが、そうでない町民にはあまりなじみのない言葉だと認識しております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　承知しました。

厚労省は、フレイル状態の人を早期発見して改善への取組を始めてもらおうと、新たな健診の導入を決めま

した。この健診は、厚労省が作成した質問表、15項目から成っておりますけれども、市区町村の健診やかかりつけ医での受診などの際に活用する形で行われるということでございます。

15項目で健康状態の把握をするということで、フレイル健診の質問票は、後期高齢者の特性を踏まえて、生活習慣や身体機能、社会活動など、健康状態を把握する15項目で構成されていて、例えば栄養摂取に影響する口腔機能については、かむ力や飲み込む力の衰えは栄養状態の悪化や筋肉量の減少につながります。運動や転倒に関しては、散歩の習慣がない人は、ある人よりも要介護リスクが2倍以上高いことなどが明らかだと言われております。なお、運動には、掃除、料理、庭の手入れ、農作業など日常生活における身体活動も含むとのことでございます。家に閉じ籠もりがちで孤立状態の人は、買物や家事などを1人で行う能力が低下しやすいと言われております。この質問票の回答結果を基に、健診、医療、介護情報とも併用しながら、地域で高齢者の健康を支える体制の整備を目指すというものです。

健康寿命延伸のためにフレイル予防が必要ですが、町の取組についてはいかがでしょうか、お問い合わせいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　フレイル予防は、一般的にバランスのよい食事ですとか感染症の予防、適度な運動ですか社会とのつながりが重要であると言われております。

今年度のフレイル予防としまして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、事業の延期をしております後期高齢者の健康診査では、丸島議員さんのお話にもありましたとおり、問診票の内容をフレイル予防に関係した内容に変更しております。また、今年度の事業は見合わせておりますが、昨年度は新規の事業といたしまして、東京家政大学と連携をいたしました「運動習慣と身体機能」と題した講演会と体力調査の実施、また、運動教室である健活クラブの活動内容の見直しをしたところであり、健活クラブにおきましては、今年度さらに内容のほうを見直しまして、食事の分野を取り入れる予定です。

既存事業の取組では、口腔歯科健診ですか高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌といった感染症の予防対策など、状況を見ながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　ただいまの答弁の中に健活クラブという言葉がありました。健活クラブの内容の見直し、食事の分野を取り入れることでございますけれども、この健活クラブの内容、また中身を具体的に説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　ただいま、健活クラブはどういうことをやっているのかというご質問だと思います。町で行っています健活クラブにつきましては、今年度は行っていませんので、令和元年度の実績でお答えをしたいと思います。

昨年6月17日から毎週月曜日に、1クラス15名程度の人数で3クラス、令和2年3月23日まで32回、健活ク

ラブのほうを実施してございます。対象者は原則40歳以上75歳未満で、40代が1名、50代が2名、60代が28名、70代が19名。原則ということで、80代の方も1名入っておりまして、計51名の方が昨年度参加をされておりました。男女比率ですけれども、男性が5名、女性が46名ということで、圧倒的に女性の参加率が高い内容になっています。運動の内容ですが、健康運動指導士によりますストレッチですとか、筋トレ、有酸素運動など、1授業が90分になっておりますので、90分間行っております。

なお、今年度の参加予定者は、今のところ56名の予定でございまして、事業内容にさらに食事指導を加えるということで、フレイル予防のほうを進めていこうと現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 筋トレとか有酸素運動とかという、いろいろなことをやっていただいている、了解をいたしました。食事の分野も今年度から取り入れる等、フレイル予防に少しでも資する内容にしていただいて、健康寿命を延伸していただけるように、よろしくお願ひをいたします。

2018年、日本人の平均寿命は、男性が81歳、女性87歳、共に過去最高を更新しております。一方、自立して日常生活を送ることができる健康寿命は、男性は72歳、女性74歳。この差は、男性で約9年、女性は約12年間の開きがあります。75歳を境にフレイル状態の高齢者が増えるとされております。

このフレイルの鍵を握るのが、栄養、運動、社会参加の3つと言われております。食事は活力の源です。バランスのよい食事で栄養をしっかりと取り、口腔ケアに気を配ることも大切です。運動は筋肉の発達だけでなく、食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かす、また、趣味やボランティアなどを通じて仲間をつくっていくことも大切だと思います。高齢者がこの3要素を意識して、各自が取り組みやすい形で日頃から心がけ、継続的に実践していくことが予防につながると思います。

町は、フレイル予防の認知度を上げるためにどのような啓発を行っているのか、また、行っていこうとしているのか、伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） フレイル予防の認知度を上げるためにということなんですかけれども、今年度を準備期間と位置づけまして、令和3年度、来年度から本格的な実施を予定しております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中で、認知度を上げる取組を予定しておりましたが、今、このコロナの関係の状況を考えますと、来年度すぐに進められるかどうかは難しい状況であると考えております。

今後は、広報5月号の区長配布において、フレイル予防の一環としまして、免疫力を高めるチラシを毎戸に配布しましたように、広報ちょうどなんですか町のホームページを活用して、フレイル予防の認知度を上げるための啓発を行っていくとともに、各種事業の再開に併せてフレイル予防のほうを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町も様々フレイル予防対策を行っているとは思いますけれども、自立して生活できる

健康寿命は、先ほど言いましたが10年ほど短いそうです。この差を狭めるには、年齢を重ねてもフレイルの予防対策が必須で、口腔機能の維持向上や、低栄養や筋肉低下を予防することは、高齢者の健康寿命の延伸に大変重要だと思います。実効性あるものとするために、条例や推進計画に位置づけてはいかがでしょうか。この辺、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　フレイル予防の関係を条例や推進計画に位置づけてはどうかとのことなんですが、けれども、現在、フレイル予防単独で条例ですか計画の策定を行うということは考えておりません。しかしながら、今年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に向けて、国の関係省令が一部改正をされておりまして、その中にフレイル対策が盛り込まれております。町としましては、今後、現在策定済みの健康増進計画ですかデータヘルス計画を改定する際に、新たな項目としましてフレイル対策を盛り込んでいくということになろうと思います。

なお、今後取り組んでまいります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の中で、新たな事業としてフレイル予防を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　ありがとうございます。健康増進策の展開と併せて取り組まれることをお願いいたします。

そこで、人生生き生き100年時代へ、フレイル予防に地域ぐるみで運動として取り組むことを提案いたします。そして、高齢者が健康で生き生きと暮らせるための指針、仮称なんですかけれども、長南町人生生き生き100年構想の策定を提案して、また、さらに実効性のあるものにしていただきたいと思います。これは要望ですでの、答弁は結構でございます。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

そして、2番目の公共施設のバリアフリーについてお伺いをいたします。

今回は、子育て真っただ中の若いお母さんからの声ですが、小さいことですが、私たちにとっては大問題でしたということで、数年前、長女が通う幼稚園の行事に参加したときのことで、当時赤ちゃんだった長男も一緒に、常に腕に抱えていたということで、だっこしていたということですね。行事の途中、幼稚園の1階の多目的トイレに行って困ったことになった。赤ちゃんを座らせておく場所がない。床に座らせたらははってしまう。仕方なく長男を抱えたままトイレを済ませた。この経験から施設のトイレをなるべく使わないようにした。やがて長男は成長し、トイレの悩みはなくなりました。しかし、最近、ママ友との会話で聞いたのが、「幼稚園のトイレ、赤ちゃんと一緒に使いづらいよね」との声だったそうです。

自分も困ったときのことがよみがえってきたということで、そこで、町の公共施設の中で、最近完成した野見金のミハラシテラスの下のトイレ、また、笠森霊園事務所のトイレは多目的トイレがあり、赤ちゃん用の椅子、ベビーキープと言うんですけれども、それがきちんと取り付けられていますが、本庁舎、保健センター、保育所、町中央公民館、環境改善センター、笠森山荘等には、赤ちゃん用の椅子、ベビーキープはありません。

このベビーキープは、赤ちゃん、いわゆる乳幼児用の椅子のこと、生後約半年から2歳ないし3歳ぐらいまでの乳幼児が使用する椅子のことです。ぜひ取り付けていただきたいと思いますが、町の考えを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　公共施設におけるベビーチェア等の設置状況ということで、先ほど議員さんからお話のあったベビーキープ、あとはおむつ交換台、その辺の状況についてまずお話をさせていただきます。

設置箇所につきましては、笠森霊園管理事務所の多目的トイレ、給田にあります子育て交流館、また、長南保育所のほうにおむつ交換台を設置してございます。また、先ほどお話のあった野見金公園トイレにベビーチェアということで、それぞれ設置をさせていただいてございます。

今後の計画についてですが、現在建て替えを検討しております役場本庁舎においては、バリアフリー法の計画に基づく多目的トイレの中に設置を計画しております。また、既存の施設への設置ということですが、主に障害者用のトイレということになろうかと考えております。そういたしますと、車椅子の出入りに支障を来さないかなど、広さ的な条件、また、その施設における子育て世代の使用頻度等を考慮いたしまして、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　ありがとうございます。

ベビーキープもそうなんですかけれども、できればスペースがあれば、おむつ替えのベッドといいますか、おむつ交換台もあるとありがたいですということもお伺いをしております。今、課長のほうから、子育て交流館とか、二、三お話がありましたけれども、公共施設はかなり古い建物が多く、その当時の設置基準で建設していたものでどうから、しようがないと言えばしようがないんですけども、子育てのときというのは、ひとときもそばを離れることのできない乳幼児、子供連れの場合、トイレの使い勝手のよしあしが、快適な外出だったのかどうかを決める鍵にもなるというふうにも言われているんです。ゆとりある空間に、乳幼児連れにとって必要な設備を備えた機能的なトイレが求められているわけです。空間に余裕があれば、車椅子はもちろん、ベビーカーのまま出入りできるトイレがバリアフリーの観点から理想と言えると思います。

最近では、育児を積極的に手伝う育児パパも増え、男子トイレにもベビーチェアやベビーシートを設置してほしいという声が多いそうです。また、コーナー設置タイプと平壁設置タイプといろいろあるそうですが、ベビーチェアの値段も7万円ないし税込みで8万円ぐらいということで、私なりに調べさせていただきました。

今、コロナ禍の時代となって、テレワークやテレビ電話、オンラインなど、最新鋭ハイテクのものを使用するようになれば、毎日東京の都心まで通勤しなくてもよい時代になると思います。若者が田舎に住みたいということで、ぜひ長南町に住みたいと思ってもらえる町づくりをしてほしいというふうに思います。最近では、南房総方面では、このコロナの関係で、今までの5倍もの空き家が利活用されているということもお聞きをしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、町の庁舎棟は耐震基準を満たしておらず、建て替えが必要な段階に来ておりますけれども、一日も早く皆さんの総意で本庁舎が建設されることを願っております。

私は、平成24年に本庁舎東側の階段の手すり設置のお願いをいたしましたが、いまだに実現はされておりません。その当時の答弁は、町の本庁舎は平成22年に耐震診断を行い、耐震性は満たしていませんでした。この調査結果に基づき、庁舎耐震補強工事を始める場合には、財政事情を考慮する中で改修年次計画を策定し、緊急度や要望の多いものなどを総合的に判断して、計画的にエレベーターや本庁舎階段手すりの設置を考えていますとの答弁でございました。

あれから約10年近く経過しておりますけれども、いまだ改善がされておりませんけれども、この辺、いかがでしょうか。お答えいただければありがたいです。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　手すりの件でございますが、今後、建て替えを検討しています本庁舎の建設、それと併せましてエレベーター、手すりを考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　では、古い庁舎のうちはもう一切考えないということですね。よく分かりました。

私もそうですけれども、他の議員さんも、洋式トイレに変更してほしいとの質問をたくさんさせていただきて、ほぼ洋式トイレとなり、今まで取り組んでいただいたご努力には感謝をいたします。また、さらに実効性のあるものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、3点目のおくやみコーナーを設置することについてお伺いをいたします。

町民のサービス向上について様々な要望があると思いますが、私が受けたご要望は、身内の方が亡くなると遺族の方は死亡届を役場に提出いたします。その際に様々な手続が必要であり、家族を亡くした後の手続が大変との声を聞いております。申請書類の記入欄に何をどのように記入すればよいのか分からず、複数の窓口への申請書類の記入等、職員の方に丁寧に教えていただいているけれども、高齢者にはとても大変であります。申請内容にもよりますが、半日ぐらいかかるかったり、また別の日になることもあるようです。亡くなった方の状況により届出の内容も多岐にわたると思いますが、保険、年金、税金、固定資産、森林、墓地、住宅、農業、水道、介護、障害、口座振替等々、このほかにも多くの手続が必要となる場合があります。

そこで、お伺いいたします。まず、町での死亡届時の手順と流れについてお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　それでは、葬儀が終わってからの役場での手續ということで答弁させていただきます。

まず、死亡届が提出されると、住民基本台帳システムで死亡の異動処理を行い、関係部署にはこのシステムから出力された異動票により情報提供を行っております。そして、この関係部署では、この異動票に基づき、遺族の方などに死亡に伴う諸手続をしていただくようお知らせをさせていただいておるところでございます。役場での手續につきましては、死亡された方の年齢や家族構成などにより異なるケースがございますので、各

課で所管している一般的に必要とされる手続についてお答えさせていただきます。

まず、税務住民課でございますが、こちらでは印鑑登録証の返納、世帯主の変更届、納税管理人の申請、軽自動車税の名義変更、そして国民年金のみ受給されていた方につきましては、年金受給の停止や未支給年金の請求などがございます。

健康保険課では、国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険証の返納や葬祭費の申請がございます。

福祉課では、介護保険証の返納、障害者手帳をお持ちであれば障害者手帳の返納がございます。

そして、産業振興課では、農業集落排水の加入世帯であれば名義人の変更手続、ガス課では口座名義人の変更、農業委員会では、農地相続手続や農業者年金を受給していた方につきましては、農業者年金受給の停止や未支給年金の請求などがございます。

なお、今お答えさせていただいた内容につきましては、葬儀後の役場の手續ということで一覧表にしたもので死亡届を提出された際に渡しし、手續のご案内をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 手順と流れについては少し分かりました。

そこで、私が提案するのは、配偶者や親が亡くなった後、親族が行う手続の負担を軽くしようと、全国の自治体で専用の総合窓口を設ける動きが広がっております。死亡に特化したワンストップサービスです。名称はおくやみコーナーまたはおくやみ窓口等、いろいろあるかと思いますが、必要な手続を一覧にして、部署の担当課の移動をせず済むようにしたり、または最小限の移動で済むようにしている。高齢化による多死社会、今後の役所のスタンダードになるのではないかというふうにも思います。

私がお聞きしたところによりますと、全国各地の自治体でおくやみコーナーの業務が開始をされております。島根県出雲市では、利用者がコーナーを訪れると、最初に専任の職員が、生前受けた福祉サービスなどを聞き取り、必要書類は、関係する課をリストアップし、必要な書類をまとめて印刷してお渡しします。各課の職員が順番にコーナーを訪れるので、階を移動する手間はありません。年金事務所に行く必要がある手続についても、市の職員が説明していただいているということで、ある男性は、死亡届のほか、介護保険証や障害者手帳の返還など7種類手続が必要でした。本来なら4つの担当課を回り、1時間ほどかかるものが、30分足らずで終わりましたということで、また、大分県別府市では、利用者は、お客様シートに死亡者の氏名や生年月日、高額医療費や葬祭費、振込先金融機関名など必要事項を手書きで記入して、担当職員がパソコンにデータを入力すると、手続が必要な課が抽出され関係書類が一括作成されます。遺族は、どの課を回ればよいのか、どんな書類が必要なのかを記した一覧表について説明を受け、各関係各課へ行き、死亡者の情報は府内のネットワークで関係各課に届いて、遺族が訪れる前から準備に取りかかっていただいているということです。各課を回ることができない場合は、関係課職員がコーナーに出て手続することもあるということです。

別府市では、最大13課の67種類の申請書類が必要でした。しかし、おくやみコーナー設置後は、全ての手続が終わるまでの時間は3分の2程度に減り、トラブルもほとんどなく、住民の皆さんに大変感謝されているそうです。

民間サービス向上のため、おくやみコーナー、おくやみ窓口等の調査研究をしていただいて、利用者の側に

立ったサービスを取り入れるべきではないかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　他県では先進的に取り組んでいる事例も聞いておりますが、本町におきましては、各課で独立したシステムで管理運用していることもあり、システムを一本化することは難しい状況にありますので、すぐに設置することはできませんが、本庁舎1階の事務につきましては、なるべく職員が動いて事務をするよう行っておるところでございます。

今後につきましては、関係部署との協議検討を重ね、なるべく町民への手続負担の軽減が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　システムを一本化することが大変難しいということでございますけれども、よそがやっていると長南町ができないということはないと思いますので、またおいおいと、よろしくお願ひをしたいと思います。

また、遠方に住んでいて来庁できない遺族の方などは今までおられましたでしょうか。電話で必要事項を聞き取って、書類を郵送するサービスを行っている自治体もあるようですが、長南町においてはこういう事例は過去にあったでしょうか、お伺いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　税務住民課で所管している事務につきましてはということでお答えさせていただきます。

手続きをされている遺族の方が遠方で直接窓口にお越しになれない場合につきましては、本町においても郵送等でやり取りさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　実際にありましたか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　実際にあったかどうかというと、実際には事例はないということで担当職員のほうからは聞いておりますけれども、大体、遺族の方が窓口のほうにいらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君）　11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　では、あつたらよろしくお願ひをいたします。

様々なことがあるることは思いますけれども、町民の健康、また生活を第一に考える住民ファーストの視点が必要だと考えます。やはり住民の側に立って、また住民に寄り添いながら、対応をよろしくお願ひをいたし

ます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては1時45分を予定しております。

（午後 1時35分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時46分）

◇ 森川剛典君

○議長（松野唱平君） 次に、7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番の森川です。47分から1時間ということでお願ひいたします。議長の許可を得たので、通告に従い、一般質問を行います。件名で2件、要旨で7件伺ってまいります。

5月25日に非常事態宣言が全国で解除されましたが、その後は新規感染者数の増加も懸念され、東京アラートもまだ解除には至っておりません。コロナ不安は顕在しており、第2波の心配も懸念されているところです。人類がパンデミックの洗礼の中にまだいると言っても過言ではないと思います。

その中で、私たちは自分たちの安全を図りながら、今後の生活を成り立たせ、子供たちの未来を守っていかねばなりません。それには何が必要なのか。コロナだけではなく、今後のグローバル社会に向けた町の取組について質問していきます。また、その中には幾つか提言も含めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

挨拶の締めとして、コロナはピンチですが、様々な問題をクリアする構造改革のチャンスです。今までとは違う時代の発想で、機敏に捉えて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最初の件名、高齢化社会に向けたサービスについて、要旨の1に入ります。

今回の新型コロナの影響で、給食サービスが中止になっているとお聞きしました。このサービスは、近隣の他町村の社協への業務委託とは違い、社会福祉協議会が単独事業として毎週木曜日に昼食の配達を行っているものです。ちなみに、ボランティアが4班に分かれ、交代で手作り弁当を作製するそうで、1回1食100円だそうです。利用者からは中止についてさほど強い苦情は聞いておりませんが、隣の睦沢町では、介護施設を運営している民間業者に依頼して、同様の配食サービスを日曜日を除いた毎日、昼食として提供しているそうです。こちらは1食308円で、利用者の評判はよいそうです。そして大事なのは、新型コロナの影響の中でも配食サービスは毎日実施されていたとのことです。

単純に比較すると、週1回と毎日の違いがあります。これは、当町では見守り活動が主体、睦沢町は食事などの用意が難しい給食的な要素が言えるからだと思います。そういう違いはありますが、今後の高齢化社会を考えたときに、見守り活動に加えて、配食、給食という観点から、対象を広げて、食事の用意に困る方には、有料でもよいからほぼ毎日提供するという給食型の配食サービス形態に変えることができないか、これについて伺います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　森川議員さんからは、今、社会福祉協議会で行っている事業の内容をお伝えいただいたところですが、福祉課のほうでは昨年度に在宅介護の実態調査というものを行いました。その中では、要支援1と要支援2の方がアンケートに答えてくれているものがありまして、食事の準備に不安を感じているという方が、そのアンケート結果から見ますと33%の回答があつたところでございます。

そして、今現在の配食サービス、それは社会福祉協議会が事業として行っているものであります、ボランティアによる見守り活動を主体としております。そして、月4回実施しております、利用者は70人程度となっております。

給食型の配食サービスということをおっしゃっていただきましたので、社会福祉協議会の活動事業として拡大ができるのかどうか、その辺を協議してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　この件については、社会福祉協議会にお邪魔して少しお話をしたところです。ただ、自分たちのこの事業を単独で拡大していくのは非常に厳しいという話がありましたので、ぜひまたお話を聞いて進めていただきたいと思います。

そこで、少し隣の陸沢町の例を紹介いたしますが、陸沢町のデータによると、平成23年度には給食サービスを始めたそうです。最近では民間業者も参入してきており、当初より利用者も若干減少気味ということでした。しかし、このシステムのよいところは、65歳以上の必要な方に毎日の食事、配食、これを基本に行っているところです。コロナ時代も休むことなく続けてくれたありがたいサービスだと私は思っています。

長南町では、身近な商店がなくなり、買物難民もいる。過疎の超高齢者世帯では、バランスの取れた食事とか毎日の食事の用意、アンケートの33%言ってくださいましたが、要支援1、2じゃなくてもう少し上でも頑張っている方もいると思うんです。

私どもも、間もなく高齢者に分類されるまであと一、二年なんですが、子供と同居していない世帯は、運転免許の返納後の生活も考えると非常に心配になります。この町で老後を安心して暮らすために必要なのが、毎日の給食サービスだと考えています。このサービス形態をさらに充実させて整備していくには、これは、今言われた社協と町、そして民間業者の協力なんかも必要だと思うんですが、陸沢町のように民業で協力しているような方はいらっしゃるのか、その辺についてちょっとお聞きします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　陸沢町の例を森川議員さんから伺ったところでもあります、そういう民間企業もあるということも分かりました。なので、町といたしましても、民間委託につきましては協力していただける企業があるのかどうか、その辺を含めながら検討してまいりたいと考えております。お願いします。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　検討してくださることで、近い将来、ここにいる私たちもきっとお世話になることがあると思うんですよ。その将来に向けてぜひ整備を、形は問わなくていいと思うんです。そこに毎日型の

給食があるということで安心できるわけですから、ぜひそういうサービス形態をできるように取り組むことをお願いして、次に参ります。

それでは、次の件名、オンライン社会の構築と推進について、これの要旨の1に入ります。

冒頭にも述べましたが、新型コロナの影響により、非常事態宣言の下では皆さんの外出もままならない、ひきこもりのような自粛生活を強いられました。宣言自体は解除されましたが、第2波の心配もあり、生活様式を全く元に戻すことは難しいと言われています。

今後については、新生活様式という言葉も出てきておりますが、テレワークやテレビ会議などをはじめとしたオンライン社会への移行が急速に進んできています。皆さんもテレビ等で目にしていると思うのですが、リモート操作で遠隔地や別の場所から出演している様子が頻繁に映し出されています。これはテレビ会議システムと同様のもので、特にZoomという会社のテレビ会議システムは簡単なので、世界中で2億人にまで一気に拡大したと言われています。これを証明するように、大型家電店では、これらに必要なウェブカメラなどが品切れ状態を起こしていました。

いま一度言いますが、世の中はオンライン化に向けて急速に動いています。これは新型コロナの影響が非常に大きいわけですが、このコロナがなくとも、行政のオンライン化やテレワーク化は効率的で、今後の社会にとって有益で非常に重要な施策であると考えます。ぜひ新生活様式、次世代を見据えたオンライン社会の構築と推進について前向きな回答を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　今回の緊急事態宣言に伴いますい移動等の自粛要請から、オンライン会議、またテレワークなどのオンライン化が特に注目されたことは、共通の認識として理解しているところです。その中で、行政のオンライン化ということですが、セキュリティ一面や通信関係の環境、必要性などを考慮し、できることから進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　今、できることからと、このできることをどのくらいのスピードでやっていくか、これが大事だと思います。最初から、分かりました、もう全力でやっていきますという、そういう回答はいただけないかと思いますが、ちょっと進めていくにもいろいろと紹介しながらお話をします。

先日、私たち議員にも配付された内閣府地方創生推進室がつくられた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」というのがあります、今日説明された議案の中にもこれを活用したものがありました、こういうものを活用したり、また、総務省では地方自治体のテレワークの勧めの旗を振っています。

少し紹介しますと、2008年にテレワークを導入した職員3,000人の佐賀県庁では、当初は3年間で希望者が1.2%程度しかいなかつたと。それが、昨年2019年は全職員に広がり、年間で17万人分の利用があったと。これは割ると55日分ぐらいなんですが、これは、いろいろ問題があったことをクリアして、在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワークの3つで、在宅勤務は小さいお子さんを持つ職員の利用が多くて、育児期間中の利用

も多いと書かれています。

また、人口1万6,000人の北海道森町では、マイクロソフトの協力を得て、皆さんのパソコンで聞いたことのあるOffice365のシステムを利用して、守るべきものと公開されてもよい情報を分けるわけですね。情報管理をしてセキュリティー問題に対処しています。具体的な事例として、遠隔地に高齢者も多くいるようなので、申告のために庁舎に行けないお年寄りのために、近くの会館等にパソコンとプリンターを持ち出して、住民のニーズに合ったサービスを実施しているとのことです。

検討等もいろいろあるので、また進めているというお話ですが、こういう先進地の研究時間ぐらいは取っていただけるのか、その取組方を少しだけでもお話ししていただけるとありがたいです。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　先進地の取組等ということなんですが、もちろん、まずは身近な管内の状況から、その次に県内の状況、そのような順番で、まずは取組を調べていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　そういう身近なところからで結構ですから、いろいろやっているところはありますので、ぜひ勉強してください。

テレワークの関係でお話しすると、役場では感染防止対策として、職場での密集を避けるために、会議室を使って職場の分散使用をしたということですが、それがテレワークだと、在宅やサテライト、別の場所でできる。わざわざ移動しなくともできるという、そういうメリットもありますので、別に在宅とかサテライト、そういうものにこだわらなくても、例えば出張先から、今日は直帰しますとか、報告書もそこから送るとか、そういうことをやれば職場に戻らなくてもいいわけです。モバイル通信での報告もできます。

あともう一つは、地震などで庁舎が倒壊した場合、こういうサテライトというか、テレビ会議システムを持っていると、この庁舎が機能しなくなってしまっても、よそからでも連絡は取り合って指令ができると、そういうことで、耐震強度が不足している本庁は、ぜひ早めにそういう検討を始めてください。

それでは、行政のオンライン化ということで、これはもう既に当町でも実施しているところがあるので、そういう観点から2点ほど伺います。

先ほど、おくやみもありましたけれども、テレビ相談窓口、実は開設はそう難しくなくて、ネットで調べると、予約は必要だそうですが、テレビ相談窓口で実際に移住相談をやっている自治体もあります。これは身近な余談なんですが、実は近所の方が東京に通っていて、中国地方のある県の移住相談を東京のオフィスでやっていると。ところがコロナで、今度は自宅でやっていると。この人はもうテレワークしているんです。管内にこういう例もあります。

また、長南町のオンライン化の拡充ということで、これは全すぐ実施するということじゃなくて試行ですね。試してやってみるとということで、ちょっとやっていただけると分かりやすいと思うので、その辺も考えてください。

これをやると、テレビ相談窓口があると、交通弱者、高齢者、外出が容易でない方の利用者が、わざわざ庁

舎まで来なくてオンライン窓口でできると、そういう検討の余地、考えをしてくださいということで、検討で
きるんだったら考えてください。

もう一つは、実際に今オンラインでやっているのが、多くの自治体が、もう全て申請書類がホームページ上
でダウンロードできるんです。長南町でもできるんですが、まだできない書類が多いんです。この辺は前にも
指摘しましたけれども、早めに全面的なオンライン化、ダウンロードできるように、住民サービスに非常に役
に立ちますので、先ほどのおくやみサービスについても、書類とかそういうものも出せると遠隔地からでも、
今度は郵送が要らなくなるわけです。そういうことで、それが取り組めるかどうか、それについて回答をお願
いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　まずは、総合的な窓口ということで、私のはうから若干回答させていただきたい
と思います。

死亡、転出・転入などの手続につきましては、既に回答させていただいたとおり、他課に関わる手続も多い
ことから、税務住民課のほうで窓口で一覧表にしたものをお渡ししているということで、回答させていただい
てございます。また、そのほかには、郵便で申請できる主な行政手続についてもということで、今回、広報ち
ょうなん6月号で紹介をさせていただいております。2例とも、オンラインとか今のデジタル化時代ではない
アナログ的なものになってしまいますが、これについても総合的な窓口の一部ではないかというふうに考
えています。

続いて、長谷のほうからオンラインの2点目を回答させていただきます。

○議長（松野唱平君）　税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君）　では私のほうから、税務住民課で行っている事業につきましてお答えさせて
いただきたいと思います。

まず、税の関係や住民票、そして戸籍など各種証明書等の交付につきましては、一般的かつ簡易な申請書に
つきましては、町のホームページからダウンロードができるようになってございます。また、郵送での申請に
も対応させていただいておるところでございます。今後につきましても、内容の精査をいたしまして、随時申
請書の様式についてはアップしていきたいというふうに考えております。

また、オンラインでの申請は可能かどうかとの回答につきましては、出生や死亡など戸籍の記載事項に異動
が伴うものにつきましては、やはり窓口に来ていただく必要があります。しかし、一部の自治体では、転出する
場合に限定されておりますが、一部オンラインで手続ができるものもあるというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君）　それでは森川議員の、ホームページ上の申請書のダウンロードを全部できる
ようにというような質問だったと思います。

現在、通常生活における申請書用紙の関係については、もう既に町のホームページ上から、森川議員はよく
見ていただいているので分かっていると思うんですけども、目立つ、分かりやすい場所で、トップ画面の左

サイドにアイコンの位置を目立つように配置してございます。そこから、届出用紙のダウンロードのアイコンが即座に目について入り込めるような形にしてございます。

各課ごとに、今、三十尾課長、長谷課長からお話をあったとおり、頻繁に利用されている申請書の用紙、そういうものを優先して掲載しておると。特に、今話があつたとおり、税務住民課で所管する戸籍関係あるいは住民票、転出関係、印鑑登録証明書の交付申請などが利用頻度が高いというようなことで、それについてはもう既に完備はしております。

ご承知のとおり、福祉・介護関係、健康保険、子ども医療費助成、学校施設の利用許可関係など、住民の皆様方にとって利用価値が高くて、かつ必要最低限の申請書類そのものについては、一式全て網羅されているのではないかというような形で自負しております。

したがって、今ご希望の申請書の全てを全部ダウンロードすべきとのご意見なんですけれども、逆に、それが住民サービスに重点を置くことを考慮することを考えるならば、ボリュームが多過ぎることによって、かえって見づらくする、ご不便を来すというような判断もいたします。したがいまして、現時点では、全部の申請書をダウンロードできるようにするということは考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 全部というのは、私も見ていて若干無理があるのは知っているんです。ただ、そういう気持ちですよね。今のように検討していただけだと、よそでは、これはやり方の話なので今後考えていただければ結構です。もうダウンロード一覧の部屋があるとか、それから、必ず申請書に印鑑が要るんですが、電子署名でオーケーだと、そういう自治体も出てきております。今後はそうやって移っていくと思いますので、ぜひ検討していく中で、住民サービスに努めていただくようお願いいたします。

それでは、今度はテレビ会議室の設置についてお願いをしていきます。

長南町では、新型コロナの影響で、町内の公民館、改善センター、いろいろな公共施設が利用できなくなりました。6月1日から日中だけ一部再開となり、夜間については7月1日からというようなことで、まだ利用できません。もともと長南町では、夜間に会議するとなると適当な場所が少なく、公民館でも水曜日と金曜日だけと制限がありました。しかし、インターネット上にオンライン会議室をつくれば、わざわざ高額の費用をかけた会議室をつくることもなく、要員配置もせずに24時間使える会議室設置ができます。PC機器やスマートホンが使えればという条件はつきますが、今は若者、高齢者でも利用者は急速に拡大しています。

特に、オンライン会議室のメリットは、利用者では会議室という場所に行く往復時間が節約できるんです。設置者としては管理費用がほとんど要らないと。今、申し込むには月々2,000円のもの、こういう少額で設置できるので、会議室の建設費用、照明代、冷暖房も要らないと、こういうインターネット上のテレビ会議室、町でも設置できないか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほど回答させていただきましたが、行政のオンライン化と併せて、この先検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そういう検討が続きますけれども、具体例を少し、なかなかまだそういうことに触れていないと思うので、ちょっと紹介させていただきます。

私が所属している高齢化社会を考える会長南、町の会議室が新型コロナで利用できなくなつたので、3月から定例会をやる場所がなくなつたんです。ではどこでやろうかということになりましたが、昨日は実はもう6月の定例会、4回目をテレビ会議で開催しています。これは実際にテレビ会議をやっている人が身近にいたんです。長南町の認知症サポート医である上野先生が当会の顧問をしているんですが、衛星放送、それからテレビ会議で大学生とか学生に講義をしているんです。そのノウハウがあって、簡単にメールで皆さんにお配りするから、そこから来てくださいというようなことで、長南集学校さんにサポートはいただいたんですが、無事に簡単に会議が開催できるようになりました。

ぜひこういう、セキュリティーという話も出ましたが、町で検討しているのはすごく大変です。確かに時間もかかるんです。でも、もしもつくる気になつたら、長南集学校さん、ひとつテレビ会議室をつくってくださいよと、こうお話しすれば明日にでも予約してできると、そういう簡単なものなので、ぜひ触れて、設置を委託するとか、これも検討という回答が来るんでしょうか。委託でもいいですからつくれないですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほどから検討ということで、委託をするのか自前でやるのかまでは具体的にはお答えすることはできませんが、それを込みで考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 委託も検討の範囲に含めていただきたいということで、お願ひします。

では、この質問の最後の締めですが、テレビ会議室、本当に利用はいっぱいあるんです。例えば婚活会議、今年度は中止されましたけれども、他の自治体では、この婚活会議、テレビ会議を使ってやっているそうです。そういうことにも非常に活用ができるので、早めの検討をお願いします。

それでは、要旨の3に入ります。要旨の3については加藤議員と同じような質問で、今後の緊急事態とも言える教育に係る重要な部分ですから、角度を変えて質問をしますが、答えがもし同じだったら結構です。

要旨は、政府でもオンライン授業を検討しているようですが、町の教育委員会ではどのように考えているか。回答は同じということであれば、同じと回答いただければ、ほかの質問というか角度から聞きます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 先ほど答弁させていただいたように、有効な教育ツールになるとは考えておりますので、オンライン化については、学校と家庭を結ぶツールの一つとして検討していくということで考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、1人1台ということで環境等を考慮して進めていくということなんですが、全部在宅で考えると非常に難しいと思うんですが、別の場所に子供に来てもらうとか、そういうことをやれば通信環境がなくてもできるんですが、この辺については長南集学校さんにお願いするとか、いろいろ方法があると思うんですが、それは全部在宅だけで考えているんでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 今、森川議員からお話がありましたように、オンライン学習の際は、パソコン環境のない児童もあります。そういったことも踏まえて、小学校に来て学習をする等、検討をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） その際、タブレット1人1台、中学校にも予算では配置するようなことですが、配備したタブレットを持ち出せないという話もあるんですが、感染症の問題もあるんでしょうけれども、やはり1人1台が個別管理で使えないあまり意味をなさないと思うんですが、この辺については貸出しができるんでしょうか。それについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 今お話にありました学校のタブレットなんですけれども、現状としては校内ネットワーク内でしか使えないような、そのような設定になっております。そのため、学校から持ち出して使うということはできないということになります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今後、第2波も、もしかしたらあるかもしれません。そうすると、やっぱり持ち出させいということになると、パソコンのある環境、スマホのある環境ってちょっと難しいと思うので、ぜひ持ち出させて使えるように、そうじやないと、別に1人1台なくてもいいと思うんです。この辺の検討をお願いします。あと、第2波への対応ですが、もし今後第2波が起きたら、今対応する、検討するということですが、本当に進められるかどうか。第2波の対応についてのオンラインに向けた対応というのはどうなんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 第2波については、この後、起こるということも想定しなければならないと思います。その第2波への対応ということで次のように考えております。

まず、感染予防につきましては、基本的な感染症対策の実施、これを小・中学校で徹底して行うということをやつていただきたいと考えます。続きまして学習面についてですけれども、5月に分散登校を小・中学校は行いました。この分散登校による学習あるいは千葉県教育委員会が発信している「チーでれ S t u d y N e t みんなでオンライン学習」、こういった形で発信をしております。このようなものを活用することで対応でき

ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そういうオンライン活用も考えているということで、紹介して、回答いただきたいと思いますが、これは教育ではなくてアフターのことなんですが、睦沢町ではアフタースクールというのをやっているんですね。これを、今コロナで通えないので、オンラインが2スクール、パソコン環境を持っている方、参加条件をいろいろ持ち出しながら、皆さん環境のある人など。だから教育機会は均等でなく、自習の補助というか、希望を取ってやっているわけですが、長南町でもこういうアフタースクール、これをオンラインで考えられるかどうか、それについてお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） アフタースクール的なオンライン教育ということでございましたが、現在、長南町では、昨年度から公民館のほうを使いまして、毎週土曜日に土曜補習塾を実施しております。対象学年は小学校の4年生から6年生になります。今年度につきましては、コロナウイルスの感染症の防止の影響もありまして、現在まだ今年度の募集は行っておりませんが、今年度も今後継続して実施をする予定です。

形としては、各学年に1人、講師がつきまして、児童一人一人のつまずき等に対応した個別指導、そして助言、そして支援、こういった形で行っております。先生方は教職経験のある講師で、意欲を大変持って児童の教育指導に当たってくださっています。

アナログ的なやり方となるんすけれども、まず児童一人一人を大切にした対面方式の指導がやはり基本になるのかなというふうに考えます。土曜塾はまだ始めて1年を経過したばかりですので、当面、現状の形で実施をしていきたいと考えているんですが、先ほどから出ておりるように、今回の緊急事態のような部分もあります。オンラインを活用した学習につきましては、今後検討していくというふうに考えます。お願いします。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） これは要望で終わりにしますけれども、これがまだ形になっていないということは、第2波、それから今後あった場合、睦沢町との差は開いていくと思うんです。ですから、現状の形は取りあえず指定されているわけです。ただ、あさってか東京アラートが解除される予定もあるそうですが、第2波のことも考えたり、そういうことでこのオンライン化ということをできるように考えておいたほうがいいということを申し上げておきます。

それで、今までお話をしましたが、最後に教育長に、オンライン教育についていろんなところで情報を集めているというお話を聞きましたので、考えを一言伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） お答え申し上げます。

現在のコロナが学校教育にもたらした課題の一つは、学校と子供の距離の問題だというふうに考えています。フェース・ツー・フェースが原則で機能する学校に生じた子供との大きな空間にどう対応し、学校の機能をい

かに維持すべきかの問い合わせるふうに考えております。オンライン化はその一つの提案であると考えますが、昨今の議論につきましては、授業時数の確保あるいは連絡方法など、緊急避難的な面からの論議が中心であるというふうに思います。私どもは、今後さらに進む情報化社会のつながり方のツールの一つとして捉え、学校教育における意義、役割を十分理解し、じっくり検討する中で対応の必要というものを考えております。

大事な部分ですので少し時間をいただきます。ご案内のように、本町は統合以来、小学生に1人1台のタブレットを配付して、活用の日常化を図って、情報教育を県下に先駆けて実施した実績がございます。この間、小学校では、タブレットの活用の日常化ということを中心に進めてもらいました。おかげさまで昨年度末の学校評価では、小学校教師の96%が日常的に授業で使っており、その技術を習得していると。そして、子供や親も、タブレット授業には90%を超える人が高い評価を示しております。小学校における情報教育というものは、ある意味、町の施策に応えてくれているのかなというふうに考えております。一方、中学校では、これを踏まえまして、プログラミング教育などさらにスキルアップを図った授業により、今後進む情報化社会への力を育てております。

今回の休業に際して、学校は4月に生徒にIDを配付しまして、eライブラリへのアクセスを指示しまして、それによる自主学習を進めております。集計によると、現時点では3割の生徒が利用し、平均20回程度、多い子供は400回アクセスして、意欲的に学習を進めているということでございます。

私は、タブレットを使った情報教育というものは、それを使う子供や教師の意欲喚起が重要なポイントであるというふうに考えております。パソコンアレルギーをなくし、一人でも多くの子供や教師がこれを好きになり、身近な存在として使える技術を教え、学ぶ必要を考えております。オンライン化に向けてハードの整備以上に時間のかかる、地道にじっくり進めておく大切な作業であるというふうに考えております。

授業は、教師と子供の人間的な触れ合いを核とした総合技術であります。オンライン化へのハードの整備は、いずれ時間が解決する問題であろうというふうに考えております。今必要なのは、その意義を理解して、生活の一部として情報化社会に共に生きていく未来の子供や教師をいかに育てておくべきかであり、オンライン教育が緊急避難的な問題ではなくて、多くの教師や子供たちから支持される、楽しく安定的な授業にいかにしたらできるかであるというふうに考えております。

今回、議員さんからいただいたご指摘や社会の動向を十分に把握しつつ、地道に継続的に、本町なりの進め方で子供たちの情報活用能力を育てて、そしてこの波を乗り越えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 私は今その回答を聞いて、6月1日のネットの朝日新聞、東海3県、125市町村にアンケートを取ったら、7割の市町村が、全面じゃないんですね、一部でも使っていると、そういうことで取り組んでいるわけです。今、取り組んでいて、もし第2波があって、また登校禁止になるとゼロなので、そのことを勘案しながら、ぜひ実施できるような方向に持っていくください。

それでは、要旨の4に入ります。特別定額給付金の申請、これは加藤議員が聞いたことと同じで、カード実施者34件ということで、ダブったという話じゃなくて、何回か大変だったと、こういう話を聞いたんですが、その辺、何か追加することがありますか、回答で。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　先ほど加藤議員さんから聞かれた内容と重複してしまうところなんですねけれども、特別定額給付金の申請については、国が構築いたしましたオンライン申請システムによりまして、マイナンバーカードを利用しての申請が可能となったところでございます。長南町では、このオンラインを利用いたしました申請受付を5月11日から開始いたしまして、5月25日まで申請がございました。これ以降は申請がない状況となっております。その件数につきましては、先ほど申し上げたとおり34件となっております。

国の構築したオンライン申請につきましては、停止を自治体が全国でもございますけれども、本町におきましても他の市町村と同様に、入力情報が数回送信されるなどございまして、郵送申請に比べますと確認作業量が増え、時間がかかったというようなことがございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君）　この質問の趣旨は、オンライン化で問題が出ましたが、実はこのオンライン給付、国ほうでカードでやっている、そして自治体でも今度は受付をやっていると、この2本立てが原因だと思っています。まだ5%しか、さっきの計算をすると33世帯しか使われていないと。

すけれども、加藤さんが言わされたように、高市総務相も、マイナンバーカードに口座をつけると、これが非常に大事なことで、オンライン化は問題点がありますが、整備をしていけば非常に有用な、効率的な施策。テレビでもやっていましたが、北欧のエストニア、こういうところでは国民にIDカードが配付されています。

そこでは給付金、それから年金、こういうものは直接口座に振り込めるんです。こういう便利なところがあります。オンライン化の問題はあるんですが、そういうところを克服すれば、これは国策、あるいはちゃんとしたポイントも実はそのカードに入れられると、そんなこともできますので、ぜひオンライン化、考えていただきたい。

それでは、要旨の5に入ります。テレビ会議を利用して分かったことなんですが、利用範囲が非常に広いと。これは、現在独居老人がいるわけですが、見守りの通報システムもありますが、やがてはこの老人たちが、見守り活動のアイテムを使えるとか、また、コミュニケーション不足をしている独居老人、こういうものに将来していくためには、早めの準備が必要だと思うんです。それについて、高齢化社会に向けた、そういうことが使えない方に対してオンライン化の準備の構築、その辺についての考えを伺います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　高齢者の見守り事業につきましては、森川議員さんも今おっしゃられたように、長南町は緊急通報装置の貸与事業を行っておりまして、通報装置を無償で貸与し、高齢者の方が安心・安全に暮らせるように整備をしているような状況でございます。

高齢者にとって、オンラインの導入ということでございますけれども、利用者の家庭のネット環境の整備、お年寄りの家庭ですから、なかなかネット環境も整っていない状況があつたり、パソコンやスマートフォンが利用できる必要があります。

現在、この緊急通報装置を貸与している方の年齢は、皆さん80歳以上となっております。この方々の状況から見ると、5年後あるいは10年後となれば、今の70代の方々が80代以上になってくるとするならば、パソコンやスマートフォンを使いこなせる方も多くなってくるかと思っております。そのときには検討する必要があるのではないかと今は思っております。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 高齢者の話が出ましたが、老人施設でもテレビリモートで家族とお話ししたりして、すごく喜んでいる姿が報じられています。

余談的にお話しすると、私も実はゴールデンウイークのときに、2週間ほど大腸憩室炎で入院したんです。そのときに、新型コロナの影響で家族とも誰とも面会できないんです。下着も看護師さんを通じて渡し合っていたと。そういう中で、隣のご老人が、毎日、ああ、ああ、ああと言っていたんですが、7日目の朝にああを1回聞いたら、何とその後家族が来て、亡くなっていたんですね。その方はだから、ずっと1週間、家族とも会えずに、ああしか言えないんです、看護師さん以外。

私はというと、パソコンは持っている、スマホは持っている、パソコンでテレビ会議もしました。それから、携帯電話で家族とも話がきました。だから、そういうことができるできないがすごく今後大きくなってくるので、ぜひオンラインで人と話せるような方向も考えていただきたいと思います。

それでは、要旨の6に入ります。今までオンライン社会の構築を中心にお話をしましたが、これらの構築には基礎的要件が必要です。第1にはオンラインの技術、第2は利用者の普及。1の技術は、セキュリティーの問題とかあるんですが、この辺はやがて進歩して解消されます。大事なのは利用者の普及、またそれを推進する核が必要だと考えています。

特に、長南町の長南集学校さんというIT企業がいまして、ふだんからパソコン教室の開催や相談を受け入れてくれていると。近所の方も結構行っています。こういう力を使わない手はないと思うんです。この辺は、やはり先見の明があった、さすがだなとよいしょしておきますので、町もこういう企業体と連携してオンライン化をすることができるか、推進を図っていくべきだと考えますが、町としてオンライン講習など積極的に取り組むことができないか、伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、IT企業と連携してオンライン講習など取り組むことができないかということですけれども、今までずっとこの内容で、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を踏まえて、人の移動、そういったものが自粛要請されたことから、このようなテレワークの需要が高まり、オンライン会議等も脚光を浴びたということでございます。この関係については、ほとんどが一般に公開されている無料アプリケーション、そういうものであったというふうに認識してございます。

町でこのようなシステムに乗ることについては、セキュリティ強化を施した通信回線や機材の面など、一般の家庭や企業とは異なる課題があるものというふうに公共団体としては認識しております。このように町においては解決しなければならない課題も多く、色々と取り組まなければならないものと思慮しております。

しかしながら、先月、先般なんですかね、5月27日には、うちのほうで男女共同参画の懇話会を開催し、

あるいは翌日の28日の県との一宮川流域減災対策会議、それは町長が直接オンライン会議をやったんですけれども、そういったものを見据え、徐々に新しい生活様式を見据えた中での取組を実践しておるというのが実情でございます。これは数年前、マイナンバーカードの普及のときと同様に、こういった何らかのきっかけで全ての課題が一気に解決するというふうには考えておりません。今般のコロナ禍のような事態を契機に、必要度の高いものから徐々に、できるものから着手していくというような形になろうかと思います。

本町に限らず、今回のようなコロナウイルス、あるいは昨年の台風、大雨災害のように、非常時における行政活動というものについての停滞は許されないものと思っております。全国的な共通な課題とはいえ、オンライン化も喫緊の課題として捉えていかなければならないものと考えております。

よって、推進体制の構築、民間と連携した普及活動、例えば生涯学習の一環としてのオンラインサービス活用教室といったような事業については、今後、国県の補助事業等の動向をキャッチする中で、できるものから進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 要は、町としてオンライン化に向けて何をすべきか、それをぜひ先頭に立つ執行部として積極的に取り組んで、勉強や研究、そういうものを重ねてください。必ず町の役に立つと思います。

最後に町長に伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 森川議員には、先ほどからの、廃校活用で誘致しました長南集学校を好意的に評価していただいてありがとうございます。

このオンライン化については、様々な分野でオンライン化が進んでいるというような昨今ですけれども、行政も例外ではないということでの認識は同じであります。先ほど来、課長から答弁がありましたように、普及には課題も多いわけであります。したがって、その課題を解決するための調査研究に今後努めていきたいと、そんなように思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。

では、最後に、テレビ会議をやっているときに多数の若者から感想と要望をいただきましたので、それをお伝えして終わりにします。

町長が広報に毎回寄稿しているふれあい通信、これを見させていただいているということで、とてもよいことが書かれていますと。若者はこのことを直接聞きたいと。だから、今度機会を設けて直接で聞かせていただきたいと。そしてテレビ会議で聞かせていただいても結構ですよと、こんなこともお話しされておりましたので、リアルタイムで聞けたら最高だねという若者の言葉を届けておきたいと思います。

そして、議会の皆様にもありました。若者は、議会の傍聴に行きたくても日中は仕事をしていて行けませんと。リアルタイムのテレビ会議をしていただければ、別の場所で傍聴できる可能性や、また録画システムであ

れば録画を夜間に見ることもできると、ぜひ導入をしてくださいということでした。

これは余談ですが、先日、議運と議長の許可を得て、パソコンを議長席のちょっと後ろとかに置きまして試しましたら、映像と音声は何かあります。これは月々2,000円でできる。パソコン代はかかりますけれども、そういう簡単な導入もできます。隣の町村、長柄や一宮、長生村は入っております。そういう近隣でも入っておりままでの、ぜひ検討していただきたい。

若者からぜひそうしてくださいという要望がありましたので、それをお伝えして、オンライン社会の構築の推進については終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで7番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時を予定しております。

（午後 2時43分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◇ 和田和夫君

○議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 日本共産党の和田和夫です。議長の許可を得まして一般質問をいたします。

最初に、補聴器の購入についてであります。

1点目、補聴器の購入費と修理、調整の費用の補助についてであります。

老人福祉法の第2条に、「高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されるものとする。」とあります。

加齢によって難聴となり生活に支障を来しているが、70デシベル以上の聴力があるために身体障害者とは認定がされません。中度や軽度の加齢性難聴者への支援が認知症の予防との関連でも注目をされて、高齢者人口の増加に伴い、また高齢者の生活状態の悪化の中で、加齢性難聴者の補聴器の助成などに取り組む自治体が広がっています。高齢者においても、聴力が年々後退し、加齢による難聴は、70代では男性は4人に1人、女性は10人に1人、80歳代では男性は3人に1人、女性は4人に1人がなると言われております。

動脈硬化による血流障害が原因とされておりますが、さらにストレス、睡眠不足などが挙げられております。難聴になると、家族や友人ととの会合などの出席、外出の機会が減って、コミュニケーション障害が起こるとされています。

1つ目は、町の高齢者の要介護認定での聴力の調査の実態はどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、要介護認定調査の状況からで、難聴の程度の方々がどの程度かということをお答えさせていただきます。

この調査は、1年間では438人の申請がございます。そのうち、やっと聞こえる軽度と言われる方が150人、大声が聞こえる中度と言われる方が71人、ほとんど聞こえない高度が4人という状況となっております。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 調査して結果をお知らせしてもらいましたけれども、3分の1ぐらいが大声でないと答えております。日常の会話が大変になってきており、やはり聴力に問題を抱えているのではないでしょうか。

そこで、2つ目の質問です。身体障害者に認定されている人で補聴器の購入の申請をしている方はどれくらいおるのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 身体障害者で聴覚障害を持っている方は、現在は27人いらっしゃいます。その中で補聴器を購入申請している方は、昨年の2019年では1人となっております。それ以前の年数につきましても、年に2人とか1人というような状況となっております。お願いします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 直近の4年間では購入する人は少ないと、圧倒的な高齢者が補聴器なしの不自由な生活を送っているというのが実態でなかろうかと思います。購入申請をしている人が少ないので補聴器を購入していない理由だけではなくて、補聴器の果たしている役割をもっと調査研究を行って、援助の手を差し伸べていく必要があると思います。

そこで、3つ目の問題です。補聴器は高価なものがある一方で、雑音がうるさい、また役に立たないと使われることが多く、所有をしている補聴器に満足をしている人は2割程度です。専門医の話によれば、補聴器を快適に利用するには、3か月程度の調整と脳のリハビリが必要と話をしております。また、業者による補聴器の調整を実施している自治体もあります。高齢者の労働参加、また社会参加が増えるにつれて、補聴器の購入助成が求められているのではないでしょうか。

補聴器の装着率が低いことの原因、また、身体障害者の認定を受けられない中程度の人でも補聴器が必要です。これは国の補助自体が貧弱なのです。千葉県内でも、浦安市は65歳以上の方に3万5,000円、船橋市は65歳以上で住民税非課税の方に2万円を補助しています。また、東京の江東区では、毎週決まった日に認定の補聴器技能者による技術支援として、それぞれの利用者に合わせて補聴器の調整をしてくれたり、とても便利だと好評だとのことです。また、私たちがさきに行った長野県の木曽町は、所得制限なしで65歳以上の必要な方に購入費の2分の1以内、3万円を補助しています。古い資料でありますけれども、全国でも20か所以上の団体で補助が行われております。

高齢者が難聴が原因で日常やコミュニケーションに難儀をしていることは知っていると思います。元気で生き生きと暮らしていくように補聴器の購入費用の負担軽減を行ったらどうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 補聴器への補助という話ですけれども、先ほどの要介護認定調査の結果から見ま

すと、軽度以上の難聴者は半数程度となっております。ただ、補聴器は、煩わしいとか元の聞こえる音に戻らないなどの理由から、使用者は少ないような状況となっております。

補聴器の購入費や修理費につきましては、身体障害者手帳を取得している場合には国の補装具費の支給制度によりまして、町民税が非課税世帯の場合であれば負担はございません。課税世帯では1割の負担とはなっておりますが、月額の上限は3万7,200円となっております。

また、補聴器の購入費用につきましては、確定申告の医療費控除に該当する場合がございます。この場合は、補聴器の相談医を受診いたしまして、情報提供書を事前に発行してもらうことで医療費控除の対象となるところでございます。このようなことから、国の制度をまず活用していただきまして、町としての補助制度は今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 超高齢化社会を迎えて、身体障害者に限らずに、やはり広く補聴器を活用することは重要です。補聴器は高額な医療機器であって、挿入者や、また購入者にとって大きな負担となっています。聴覚障害・補聴器関連団体戦略という取組が国で行われて、補聴器の医療情報提供書があれば、確定申告で医療費控除を受けられるとお話をありました。この医療情報提供書の認定補聴器技能者は千葉県内で110名の方がいます。近隣では茂原市とか東金市に1人か2人です。ですから、医療費控除が受けられるということで、そのためには補聴器担当医という耳鼻咽喉科を受診し、補聴器情報提供書を発行してもらう、そして認定補聴器販売店に行くという、そして補聴器を調整する技師がいて、そこで作れば医療費控除が受けられる制度です。

先ほどお答えがあつたように、この制度には、認定の技能者がいるところは少ないんですけども、この制度を広く知らせていくて活用できるようにする必要と思われます。そのためにどんな取組を考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 今、和田議員さんの、確定申告での医療費控除の関係をもう少し周知も図っていったほうがいいのではないかというようなご意見かとも思います。そうしますと、確定申告は2月から始まりますが、その前には当然、広報なりでの周知もしていきたいと考えておりますし、福祉課の窓口にも、こういうような医療費控除に該当する場合もありますよというようなことを、税務住民課と併せて対応をこれからまた考えていきたいと思います。お願いします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2019年、去年ですけれども、3月の参議院財政金融委員会で、日本共産党の大門実紀史議員の質問で、加齢性難聴の補聴器導入の公的補助を求めたことに対して、麻生大臣は必要な問題と答弁をしております。高齢者の労働への参加、社会参加が増えるにつれて、補聴器購入助成の機運は全国的に広がっていくと思われます。長南町でも補聴器の公的補助を検討していく時期だと思われます。

次に、2点目の認知症予防の点についてお伺いいたします。

厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版の平成24年3月には、社会活動が不活発であることが認知症の発病リスクを上げる、閉じ籠もりは認知症のリスクとなっている可能性があるとした上で、閉じ籠もりの身体的要

因の一つに聴力の低下を挙げています。認知機能の低下が正常聴力の人よりも32%から41%の悪化が見られることがあります。認知症の発病の観点からも大切だと思いますが、この点でどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　認知症の予防の観点からというようなことですけれども、厚生労働省からの認知症施策推進総合戦略には、高血圧や糖尿病、喫煙などに加えまして、難聴は音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態になることから、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進むことで認知症の危険因子と言われております。

難聴の予防といったしましては、生活習慣病を防ぐことがやはり大切かと考えられます。ですから、毎年の検診を受けることや、町が開催しております健康・介護予防教室など、そういう教室に参加をしていただきまして、健康維持に努めていただければと思っております。

○議長（松野唱平君）　12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君）　では、2番目の質問の項目に移ります。町道の草刈りについてであります。

最初に現状についてお伺いします。

町道の路肩の草刈りはこれまで住民が行ってきています。草刈りは肩かけ式の草刈り機で刈っていましたが、高齢化でとてもやりきれない、何とかしてほしいとの声が多く寄せられております。このように町道の側道の路肩の草刈りについて多くの声が寄せられていると思いますが、今後どのようにしていくつもりなのかお答えください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君）　まず、現状のほうからお答えをしたいと思います。

現在、町道の総延長は約396キロメートルで、このうち集落と集落を結ぶ幹線道路の1、2級の町道は約65キロ、その他3級の町道につきましては約331キロとなっておりまして、その維持管理に要する費用も増加する中、予算の確保は厳しい状況となっておるところでございます。

ご質問もありましたとおり、町道の草刈りにつきましては、主要幹線道路や利用者が多い路線等につきましては、シルバー人材センターに委託業務としてお願いをしておりまして、その他、通報箇所等による草刈りにつきましては、町の美化作業員で隨時対応しているのが現状です。多くの町道につきましては、地域住民の方々の自主的な行動によりまして草を刈っていただいているところが現状でございます。このことによりまして、町道の維持管理費の軽減に大きく貢献されているものと認識しております。

また、今後の対策についてのご質問でございますが、本町は自然が豊かな状況でございまして、町道の草刈りを道路管理者で全て行うことは、財政的にも現実的にも非常に困難であると考えております。地域に密着した道路につきましては、従来どおり、地域住民の方々や農地の耕作者等のご協力をいただきまして、今後も実施していただきたいと考えております。

ご質問の高齢化に伴う今後の対策といたしましては、住民が求められている道路の維持管理と道路管理者として必要な維持管理を見極めながら、道路愛護の精神と協働の推進を基本としたしまして、実施団体への機械

の貸出しや物品の支給または金銭の給付など、どのようなことが町としてできるのか今後検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町道の草刈りについては、田んぼの耕作をしている方が年々少なくなってきたし、高齢化になってきて大変になってきているというのが多くの町民の声ではないでしょうか。早急に検討してください。

次に、大きな3つ目の新型コロナウイルス対策について伺います。

1番目は、安心して医者にかかるようにということです。

新型コロナウイルス感染は終息しつつあります。これは多くの国民が休業や自粛要請に応えた大きな努力の結果であり、医療関係者が連日昼夜を分かたず奮闘された成果です。しかし感染は続いております。さらなる感染の波が生じる可能性があります。これをいち早くキャッチしての対応が必要です。熱が出てお医者さんにかかるとしても診てもらえない。40度で4日も熱が続いたら検査しましょうとなっています。誰もが不安を抱えているわけですから、心配でお医者さんに行きたいのが本当です。誰もが安心してお医者さんにかかるようにするためにPCR検査体制の充実が必要です。どのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 感染症対策の実施主体につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によりまして、都道府県が実施することになっております。この法律により、現在、千葉県では、発熱者等が速やかに医療機関へ受診できるための地域外来・検査センターの設置に向け、関係機関と調整をしております。この地域外来・検査センターにつきましては、千葉県が都市医師会と委託契約を締結し、都市医師会が集中的にPCR検査等の実施をすることを想定しております。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、住民の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、地域外来・検査センターの早期設置に向け、長生保健所や茂原市長生郡医師会等の関係機関と十分に協議のほうをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 先ほど言いましたように、お医者さんに行けないというのが、やっぱり住民が一番不安になっていることですから、そのことについて地域外来・検査センターの早期設置に向けて努力をしていただきたいと思います。

2つ目に、雇用調整助成金についてであります。

雇用調整助成金はどのくらい町では申請をされておりますか。そして、決定状況はどうでしょうか。パソコンを扱えない人もいるのではないか。3ヶ月も続いている自粛に対して、雇用調整助成金は大幅に限度額を引き上げるように国に要請することはどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として、4月1日から6月30日までを緊急対応期間とし、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業者が労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用を維持した場合に、1人1日当たり8,330円を上限に助成しております。

助成金の申請については、千葉労働局またはハローワークの窓口への郵送、オンライン申請となりますので、町では町内事業者の申請件数及び決定状況の把握が直ちにできない状況であります。

助成金申請の手続簡素化と上限額の引上げを国に要請とのことでございますが、緊急対応期間に係る申請書類の記載事項を約5割削減し、事業者の申請手続の負担軽減を図る対策も既に実施されており、国の第2次補正予算案にて、現行8,330円から1万5,000円へ引き上げる方針も盛り込まれております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 3番目の全ての事業者への援助について伺います。

休業や営業短縮に追い込まれている事業者や、また雇い止めや減収で困っている町民の援助についてです。休業や営業短縮に追い込まれている事業者、また雇い止めや減収で困っている町民に対して、店舗の消毒やマスク、消毒液の購入などに充当できるように、全ての事業者に10万円を支給したらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 休業や営業短縮に追い込まれている事業者等への援助についてはとのご質問ですが、県の支援策では、中小企業再建支援金要綱の要件で売上げの50%以上の減少となっておりますが、町としてはこの要件を緩和し、少しでも多くの事業者を支援していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響、また県からの休業要請等への協力により、売上げが20%以上減少し、一定の要件を満たした中小企業または個人事業主及び農業者を対象に、地方創生臨時交付金を財源とし1件10万円を支給し、事業継続のための支援をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 県の要件の50%以上というところを、町は20%が減少したらということではありますけれども、やはり事業者はそれなりに努力をしていることありますから、全ての事業者に対して、私は援助をすることが必要じゃないのかなと思います。

次に、感染予防対策についてです。

イベントや集会の開催で、参加者の発熱状況を測定できるサーマルカメラと非接触型体温計の購入について、どのように考えているかお答えください。また、非接触型体温計は、公民館、改善センター、また海洋センターや子育て交流館や避難所にも配備するようにしたらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 感染症予防対策につきましては、先ほどもお答えのほうを差し上げましたけれども、今回の補正で、役場庁舎や公民館、保育所、小・中学校で使用する予定のドーム型のA I サーマルカメラと非接触式体温計をそれぞれ5台計上させていただいたところです。また、農村環境改善センターや海洋センター等での設置につきましては、順次設置のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 農村環境改善センターや海洋センターでの順次設置も、次の補正で設置をしていくようにお願いをしたいと思います。

次に、子供への援助、高齢者への援助について伺います。

高校3年生までの子供1人当たり1万円、また、ひとり親世帯や減少した世帯に対して5万円を補助する町が決めてあります。また、要介護者に対しての援助も、この補正で計上されております。私は、高齢者の出かけたくても出かけられないで、うちに閉じ籠もっている、そういう高齢者に対しても同じように援助をしてはどうかと思います。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） 今、和田議員さんから、お年寄りで外に出たくても出られないような高齢者への支援をしてはどうかというようなお話をございます。

今回、町では高齢者への支援につきましては、自宅で介護生活を維持している要介護認定者に支援をさせていただくこととさせていただきました。給付金につきましては、介護認定が1から3の方の場合は2万円の支給をさせていただきまして、介護認定の4あるいは5の方につきましては5万円を支給させていただく考え方から、今回の一般会計の補正予算に計上させていただいたところでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う町の独自支援策といたしましてこのような対応を考えさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。お願ひします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 6番目の給食費に相当する経済支援について伺います。

小・中学校の臨時休校で増えた保護者負担の軽減を図るために、昼食代として給食費に相当する分の経済支援を行うようにしたらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、川野博文君。

○学校教育課長（川野博文君） ただいまのご質問でございますが、国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、家計への支援といたしまして1人につき10万円の特別定額給付金を支給するとともに、子育て世帯を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人当たり1万円の臨時特別の給付金を支給いたします。また、町独自の支援策として、児童手当受給世帯1児童当たりにさらに1万円の上乗せと、ひとり親家庭に5万円の支援をさせていただくべく、町補正予算（第2号）に上程しております。これらの給付金等において給食費相当分は含まれていると考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 県内のあちらこちらの自治体では給食費に対する支援も行われております。町長にお聞きしますけれども、財政調整基金を使って給食費に相当する分の経済支援についてどう考えるかお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今回の感染症拡大によって影響を受けた様々な分野、方々にできるだけ支援をさせていただきたいと、幅広く支援させていただきたいと、そういうことで今回の補正予算でもお願いをしております。そういった中で、給食費につきましては、今、担当課長から答弁がありましたように、私もそのように思っているところであります。財政調整基金ということの話もありましたけれども、今後、新型コロナウイルス感染症はまだ第2波、第3波が来るのではないかというようなことを言っている人もいますので、そういったことにもある程度備えていかなくてはいけないということで、今、財政調整基金を取り崩すということについては考えていないところであります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国の第2次補正もあると思いますから、そのような中で、もう少し町独自のことを考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（松野唱平君） これで12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 次に、1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 1番の宮崎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名2件、要旨2件について一般質問させていただきます。マスクですけれども、5分間会話すると、せきを1回したのと同じと厚生労働省のほうで出ていますので、マスクをつけて質問をさせていただきます。

本町においては、新型コロナウイルスへの感染者もなく、大変喜ばしいことであります。これも町民皆様が不要不急の外出を控え、ステイホームに努めた結果であると思います。

そのような中、令和2年4月30日に新型コロナウイルス対策事業の補正予算が成立し、感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ正確に家計を支援するため、全国1人に10万円の特別定額給付金事業が実施されました。申請には、ご存じのようにオンラインによる申請と郵送による申請がありますが、手続の状況を見ますと、郡内各町村のホームページで見ますと、オンライン申請は大体5月11日から18日の間でございます。郵送申請の発送なんですけれども、長生村については5月14日、一宮町は5月18日、睦沢町は5月14日、長柄町が5月14日となっております。本町においては、5月22日の郵送発送で、5月23日の配達となっており、各町村から比べて約1週間程度の遅れがあります。限られた職員により、住民基本台帳との照合作業等もあると思いますけれども、最初に述べたように、家計を支援するため迅速かつ正確に給付することを目的としておりま

す。

そこでお聞きします。まず1点目は、先ほど加藤議員、森川議員が質問しておりますけれども、ちょっとダブルのところもございますけれども、オンライン申請と郵送申請の比率、2つ目は定額給付金申請に係る職員体制、3つ目は定額給付金申請発送が遅れた理由、この3点を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　それでは、まず1点目のオンライン申請と郵送申請の比率はというようなことで、6月10日現在の申請状況に基づいてお伝えさせていただきます。6月10日現在の申請件数は3,060件、世帯数3,235世帯に対しまして95%となっております。オンライン申請につきましては34件の1%、郵送申請につきましては2,469件、81%、窓口申請につきましては557件、18%の状況となっております。

次に、2点目の今回の特別定額給付金の申請に係る職員体制ということでございますが、この事業につきましては、迅速かつ的確に家計への支援を行うことと実施要領に記載されておりのことから、オンライン申請関係につきましては総務課と連携をいたしました。

窓口申請の受付や入力、審査関係につきましては、健康保険課や税務住民課、企画政策課、生涯学習課の応援をいただきまして、郵送申請分につきましては、保育所が登園の自粛になりましたものですから、保育士にも受付をお願いしました。また、会計年度任用職員を2人雇用いたしまして、正確かつ素早く給付につなげられるように業務を行ってまいりました。

3点目の長南町が申請書を22日に発送した理由ということでございますけれども、これにつきましては、特別定額給付金事業は、申請書の作成から封入までの一連の作業を基幹系システム業者に委託し行ったところでございます。その成果品は5月21日の夕方に納品となりましたので、すぐに仕分を行いました。そして、翌日22日の朝には郵便局に持ち込むということをさせていただきました。発送日につきましては、市町村の事情によって異なるかとは思いますが、給付については各課等の応援をいただく中で、正確かつ素早く給付につなげられるように業務を行ってまいりましたので、他の市町村とほぼ同様の日程で第1回目の振込を完了したところでございます。その後も週2回の振込をいたしております、今後も随時振込を行っていく予定でございます。

○議長（松野唱平君）　1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君）　分かりました。この定額給付金の申請は、確かに正確性を期すものが最優先されなければいけないというふうに思っています。

そういう中で、今、回答がございましたけれども、10日時点で3,060件の95%、実際郵送を発送してから約2週間、やっぱり町民の関心度は当然高いということで、この比率になっていると思いますけれども、先ほど課長の答弁の中で、第1回目の振込は完了した、第2回目が今、手続を取っているという形ですけれども、その件数なり金額が分かりましたら伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君）　それでは、振込状況を日を追ってお話しさせていただきます。

まず、第1回目は5月29日に行いまして、28件の890万円を振り込みさせていただきました。2回目につきましては6月2日、この日に1,938件、4億9,500万円の振込をいたしました。3回目は6月4日に513件、1億2,030万円を用意させていただきました。4回目が6月9日、430件、9,380万円です。5回目が明日になりますけれども、6月12日に122件、2,620万円を振り込む予定となっております。来週につきましても週2回を振り込む予定でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。これだけ速やかに振込のほうをしていただければ、町民のほうも喜ぶんじゃないかなというふうに思います。

また、先ほど、職員体制、いろんな課から応援をもらっているという話もございましたけれども、第2波、第3波が今後来た中で、また国のほうで対策事業が講じられることも考えられますので、この情報を的確に速やかに流していただきて業務を行っていくようお願いをして、次の要旨に移らせていただきます。

次の要旨でありますけれども、定額給付金及び支援策の周知についてということでお聞きしたいと思います。先ほど述べましたように、各町村のホームページを閲覧しますと、オンライン申請開始日から郵送申請期限までが大体掲載されております。しかしながら、本町は高齢化率も高く、先ほど森川議員の中でオンライン化という話もありましたけれども、なかなか、ホームページを見て、いつ郵送になるのかと見るのはないのかなという中で難しいというふうに私は思います。

というところで、茂原市なんですけれども、茂原市は、「茂原市にお住まいの方へ」ということで、「特別定額給付金」のお知らせ」ということで、こういうものが新聞折り込みで入ってきました。町よりもちょっと早いぐらいでしたか入ってきました。後ろには支援策の情報が載っています。そういうことで、本町の高齢化の中で、やっぱり紙ベースのほうがまだいろいろ周知ができたのかなということで、回観板などを活用した周知は考えなかったのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 周知の関係でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援策の周知につきましては、先ほども若干お答えをしておりますけれども、町のほか国・県等の支援策を盛り込んだチラシの配布を現在計画してございます。今回の補正予算にも町単独の支援事業を計上させていただいておりますことから、この補正予算が成立後速やかに、6月下旬には皆さんのお手元に届くようにチラシのほうを配布する予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） そういうことであれば、なるべく早く情報提供をいただきて、支援策を町民のほうにお知らせをいただきたいというふうに思います。

続きまして、次の要旨のほうに移ります。小・中学校の感染予防についてお聞きします。

小・中学校は、6月1日より授業を再開し、見守り活動も再開しました。私もボランティアで見守り活動をやっておりますけれども、登校する元気な子供たちの姿を見ますと、こちらも非常に元気をもらえる日々を今過ごしております。このような中、再開に当たり新しい生活様式の基本対策、身体的距離の確保、それからマ

スクの着用、手洗いを中心に、3密対策や感染予防策を講じていると思いますけれども、現状実施している予防策と、第2波、第3波への対策がありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　それでは、小・中学校感染症の予防策ということで答弁をさせていただきます。

小・中学校では、校内に感染症対策本部——これは職員の組織になるんすけれども——を設置しまして、全職員で意見統一を図りまして、責任分担ごとに予防の徹底に努力をしてまいりました。学校の再開に当たりまして、先ほどの質問でもお答えしたんですけれども、文部科学省通知の「衛生管理マニュアル」、これに基づきまして、感染症対策の基本となります手洗い、咳エチケット、健康観察の徹底、児童・生徒のマスクの着用、ドアノブ等の消毒、教室等の小まめな換気あるいは身体的な距離1メートルなど、生活上の動線を全教職員で共有し、指導のほうをしております。

スクールバスにつきまして、手の消毒、車内の換気、車内での私語を慎むなど、バス内の感染リスクの軽減とともに、可能な範囲で保護者の送迎をお願いしております。

今後の第2波、第3波への備えについては、国・県の指導に基づき、引き続き、基本的な感染症の対策の実施、この徹底を図り、感染症の感染防止の措置を講じていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君）　1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君）　分かりました。

今、主幹のほうからお話があったように、文科省の「学校の新しい生活様式」ということで、これは文科省のホームページから印刷したんですけれども、昨日全部読みました。44ページあります。これを守つたら大変すばらしいことだと思うんですけども、なかなかここまでできるのかなと思いながら読んでいました。特に子供たちは、夢中になると人との距離も忘れてしまう、マスクも取ってしまう、そういうこともあって、今後、小・中学校では先生方も教育現場で今まで以上に仕事が増えるというふうに思います。そういう中で、今まで以上にいろんなことに対する配慮をお願いしながら、次の要旨のほうに移らせていただきます。

次は、小・中学校における検温対策についてお聞きしたいと思います。

今朝、我々もこの議場に入る前に、ピッとやってもらいました。非接触型の体温計ですけれども、あれは1台8,000円から1万円程度、測定は約1秒から2秒でできます。私も買いました。ここにやるよりもあれで測ったほうが早いので、赤ん坊がいるので買ったような形でございますけれども、そういう中で、先ほどの補正の中でもいろいろ出ていますけれども、子供がつい、学校にいるときに体温を測り忘れたりなんかする場合に、非接触型の体温計とサーモグラフィーの測定器を設置したということで、すばらしいなとは思うんですけども、小学校はそれ1台だと思うんですけども、地方創生臨時交付金の予算がまだあるのであれば、やっぱり各クラス1台ぐらいあってもいいのかなと。学校1個じゃなくて各クラスに1個、中学校も各クラスに1個というぐらいの配置をお願いできないかなと思いまして伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 今、宮崎議員からお話しありましたように、検温器につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、サーモグラフィーと非接触式体温計を小・中学校に各1台、町で購入、配置を予定しております。この交付金を使って各クラスに1台ずつというようなことでの要望ということで、学校のほうに今、要望書のほうを再度お願いをしてあるところです。その結果を見て、また検討をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。サーモグラフィ一体温測定器と非接触型を設置していただいて、大変ありがとうございます。ここで測る温度計は、1回測ったらすぐ消毒をするという面倒な手間もかかりますし、余計仕事が増えますので、それが台数があったほうがいいのかなというふうに思います。

そういう中で、これから暑い季節を迎えて、マスクの着用なんかも、今、私もしゃべっていて、だんだんがここら辺が暑くなってきて、おっくうになってきているんですけども、子供たちは大人以上に活気がありますので、心配なところはあります。

あと、今日、梅雨入り中で、これから避難場所の在り方等々もあると思います、このコロナ感染の関係で。そういうのもいろいろご検討をお願いして、私の質問は終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては4時10分を予定しております。

（午後 3時57分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時10分）

◇ 河野 康二郎 君

○議長（松野唱平君） 次に、3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） ただいま議長の許可をいただきましたので、質問に入りたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大によりパンデミックが宣言され、世界規模の同時都市封鎖が行われました。緊急事態宣言の下で爆発的感染拡大を抑えることはできましたが、地球規模の感染拡大のさなかにあり、第2、第3波の感染の波が想定されています。ワクチン、治療薬のできるまでは、公衆衛生上の施策の確率、定着を図るものとして、新しい生活様式の実践など感染予防対策を注意深く行うことと、医療的措置、医療体制の準備を怠ってはならない状況下にあると考えています。

パンデミックの収束には長い道のりを要し、これからもウイルスとの共存共生のため、新たな社会、人間関係をどうするのかという新しい社会システムづくりとして、社会改革と人間の生き方が求められることになると思います。1万年前、人間の農耕の始まりに遡り、人とウイルスの関係は、疫学、歴史学、哲学的視点から、

これからを想定して対応していくことが必要ではないかと考えています。

WHOとEUの共同寄稿がありました。この中に、「歴史はこのパンデミックを乗り越えたかどうかだけでなく、得た教訓と終息後の行動に基づいて我々を裁くであろう」と。

以下、この新しい社会システムづくりに併せて、人間の生きることが問われ、変わることが迫られているという現在とこれからを前提にした視点から質問させていただきたいと思います。今までかなり目的的にはダブっていますので、回答をできるだけひかえたので、ダブらないように質問をしていきたいと思います。

まず、町内に感染患者が発生をした中で、これを想定した対応策は準備されていますかということで、これについては加藤議員の質問に答弁がありました。それで結構なんですが、その後、再質問で聞きたかったことについても、町独自の対策についてもある程度お話をいただきました。その中で、サーモグラフィーの活用ということで、町内に感染患者が発生した場合、それを使いたいというような趣旨の話があったと思います。私の聞いたところが間違いでしたら訂正をしていただければいいと思いますけれども、そうではなくて、PCR検査なんか多くできないというような状況がありますので、現在の時点から設置すべきところに設定をして、対応していったらどうかということについて、再度考え方をお伺いしたいということです。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　それこそ、サーモグラフィーに関して、設置のできる場所に設置をしてというお話でございます。今回の補正予算に計上させていただいているまづ5台ですね。こちらは、設置しなければならない場所ということで、どうしても役場庁舎ですか保健センター、公民館、そして小・中学校がやはり第一義的に考えるべきところであろうと。国の第2次も当然まいりますので、次の段階としまして、第1次で漏れてしまったという言い方も変ですけれども、第2次につなげていく形として、改善センターですか海洋センター、子育て交流館、そういうところを追加で設置のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　そうすると私の聞いたのが間違ったのかな。要するに、現在設置を予定しているところについては、町内で発生する以前に設置をするということですか。

○議長（松野唱平君）　健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君）　実際、この補正予算で、業者のほうには頼んではあるんですけども、入荷の見込みが正直今のところまだ立っていないということで、入荷が年度内に入るようであれば、町内で発生していなければまだ必要ないと思うんですね。ただ、動作確認のことも考えまして、役場の正面には試しに設置をして、どういう状況なのか。あと、住民の方がどういうように見えるかというのを確認して、ほかの施設でもどういうふうに使えていくのかというのを具体的に検討できればなと思っていますので、役場の庁舎に関しては、入荷の状況によって、長南町の中で発生がしなくても試行的に設置をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 町内に発生しなければ設置をする必要はないということではないと思うんです。要は、そういう危機があるんですし、日本の中では、今、いくらでも発生しているわけです。人の流れも長南町だってあるわけです。そういうことなので、製品が届いたら、今予定されているところについては設置をするということでどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） 健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 分かりました。現在、県をまたいでの移動は控えてくださいという話になっていますけれども、第2波が来ると、当然人の動きも活発化してくると思います。そういうことを考えますと、河野議員さんがおっしゃるように、予防的意味も込めて施設への設置は必要だと思いますので、その品物の搬入がかないましたら、すぐに施設のほうに設置していきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 続いて、やはり質問に対しての答えなんですかけれども、周辺自治体との協議、それから保健所も入り、医師会も入り、調整会議を行っているということについてお聞きしました。それで、今の段階で具体的な指針が、そういう協議した中で必要ではないかというふうに思っています。

それは、1つは、今までかかりつけ医というようなことの制度を進めてきました。コロナの中で、どういう形でその病院、かかりつけ医、そういうところに行ったらいいのか、医療機関の利用の指針みたいなものをこの会議の中で、今の段階できちんとつくっておいて、二次感染時にきちんとそのことで準備をしていくというようなことが、今、必要ではないかというふうに思っていますので、ぜひ、そのところについてもどうしていくのかということについてお聞きしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 現在、4月になってしまふんですけれども、保健所ですとか医療機関等の連携につきまして、長生保健所や長生郡市の医師会、長生郡内の各市町村と広域市町村圏で発熱外来の実施の体制について協議を行っていたわけなんですけれども、4月の段階で一旦、5月になってから長生管内の罹患者が取りあえずはいなくなったということで、協議のほうが今、止まってしまっている状態だと。うちのほうの町ももちろんそうなんですかとも、医師会のほうも、たまたま今、人がいなくなっているだけなので、この状況にあぐらをかけてそのままというわけには、もちろんいかないと思っておりますので、今後、また医師会等と調整、保健所が中心になろうかと思います。

ただ、長生管の中では、夜間救急病院が広域市町村圏組合で主体として動いているということで、広域のほうがある程度音頭を取って、また協議のほうは持たれることになると思っておりますので、その辺、広域のほうに確認をして、早めに会議のほうを取る中で、きちんとした対応策を取っていきたいということで、検討のほうをしていきたいと思います。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 回答についてはそれでいいと思うんです。ただ、二次感染に備えるという体制、それからもう一つは、これも二次感染に関係するんですけども、秋から冬にかけてのインフルエンザの流行期に

そういう指針をきちんと持っておかないと、感染予防、医療的処置体制について、公開をしていくという可能性がありますので、そのところについては丁寧にやっていくと。特に、例えば体温が37度5分、それから4日間とかというような、ああいう指針を一旦出してしまっているというようなこともありますから、そういう可能性があるから医者に行きたいという方に丁寧に応えることも含めて、ぜひ早急にそういう体制を取っていただければというふうに思います。

次に入ります。この質問もそうなんですけれども、内容が重複します。2番目に質問したかったのは、趣旨は、町民生活の負荷軽減のため、町独自の施策を考えているか伺いたいということだったんです。これについても多く回答をいただいております。それで、多くは金銭的な支援というふうになっています。先ほども、この関係では、要介護の支援者の給付金とか町独自のいろいろなことが回答として言われています。

もう一つ大切なのは、住民の実態、実情に応える施策の検討が必要ではないかと。これは金ということではなくて、金銭的な支援と窮状を支援する、あるいは緩和をする施策が、この両面から必要ではないのかというふうに思っています。例えば民生委員の方とかと相談をしながら、先ほど言った老人の独居世帯とか、高齢者の要介護の支援者とかいう、そういうところに対してもうちょっと丁寧に、買物とか医者とかというような、そういうところの状況も把握していく必要があるのではないかというふうに思います。日常的にもそういうことがありますけれども、今は特に非常時ですので、そういう取組が必要ではないかというふうに考えています。どう考えるかお聞かせください。

○議長（松野唱平君） 企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、住民の実態、実情は具体的にどういうことかということで、私のほうで総括して、お答えさせていただきます。私の答えを聞いてまた各種個別に聞いていただければと思います。

冒頭、河野議員のほうからお話をありましたとおり、まだコロナウイルスの感染が終息していないというような状況で、当然のことながら、第2波、第3波というのも今後発生し得る可能性も非常に高いというような中で、町としては総力を講じて、町長を筆頭に全町一体となって今後に備えていきたいと。

再三お話をございましたとおり、第1次配分については、5月1日付の事務連絡で、6,782万9,000円の交付額の通知をいただいたところなんですけれども、また国のほうでは第2次配分ということで、これについては、ご案内のとおり、10日の日に国の2次補正予算が衆議院を通過いたしまして参議院に送付され、11、12、明日には国の予算も成立する見込みであるというような状況でございます。

そういうことから、今から準備段階というような形で捉えまして、国の動向あるいは情報発信、また、いろいろな指針、いろいろな事例等が出てくると思います。これからは、活用事例集、河野議員さんのほうにも届いていると思うんですけども、今が第1段階、第2段階、国のほうでは4段階に分けていて、今が底で、秋口になると第2次補正もV字回復というような形で、いろいろな手法等がお示しされたりすると思います。

とはいものの、この活用事例を参考にしつつ、いろいろなことを考えなさいよという国のほうの通達等もございますので、そういうものを見込んで、アンテナを高くして、この補助金の制度要綱にございますとおり、きめ細やかに対応して、地域経済や住民生活に直接支援していくというような形でつなげていけばと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今の総括答弁で、2番目の問い合わせについては結構です。

それで、3番目の方針創生臨時交付金の活用策について考え方を伺いたいということと、今、重複するような形での回答が得られたと思います。細やかにとおっしゃられたんですけれども、活用の基本的な考え方とか目的を持った使途ということで、できるだけ、そのことをガラス張りにできるよな方策で進めていっていただければということを、3番目の問い合わせの中では要望して、3番まではこれで終わりにさせていただきたいと思います。

4番目の今後の職員の勤務形態と業務執行体制について考え方を伺いたいということ、これについても、私が当初考えたのは、このコロナ禍における職員の通勤や勤務形態、健康管理などの感染予防の取組、住民の困り事、不安などの相談から給付金、補助金等の問合せに親身に答えられる相談窓口の一本化というようなものを考えて、当初いました。それについては、丸島議員なり、それから森川議員、そういうところで答えをいただきました。

その上でお聞きしたいのは、このコロナ禍が、先ほど前提で私が申し上げたように、極端な話、元に戻らないんだというようなことも言われています。新しい生活様式というようなことが言われています。この実践と行政サービスの向上に向けて、同じような、同様の取組について行う考えがあるのかどうなのか、そういうことについてお聞きをしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 今回の様々な対応を踏まえまして新しい生活様式を取り入れた中で、感染予防を継続しつつ、職員の健康管理、また不測の事態にも対応できるように、職場環境や情報共有の在り方など、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。

その上でお聞きしたいのは、私の問題意識としては、職員への感染あるいは感染拡大は、行政機能、サービスの低下、停止を招き、感染対策を困難にしていく、住民の利益を損なうことにつながる。今後のウイルスとの共存を前提に、そのための勤務形態、執行体制を考えて、町づくりを考えていく必要があるのでないかというふうに思っています。

そこで、このコロナ禍における新たな生活様式の実践と職場におけるウイルスとの共存、そういう働き方、仕事の進め方、そういうことについて、職員の勤務形態、執行体制の改善、要するに言ってしまえば、働き方改革に取り組む考えがあるのかどうなのか、お聞きしたいと。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほどの答弁の繰り返しになってしまふんすけれども、まず働き方改革ということで、1番目としては職員の健康管理、これが第一だと考えております。また、その中で、あってはな

らないんですが、不測の事態になった場合、これにつきましては業務継続計画というのを作成しております。限られた人数、資源の下で、非常時においても町の業務を継続していくための計画となっておりまして、4段階、新たに発生する業務、継続業務、縮小業務、休止業務と、こういうような4つに分けまして、可能なものから行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） それについては分かりました。

その前段の考え方として、例えば無理せずに休める職場づくり。これは風邪の症状なわけですよね。今まで僕らは、風邪の症状だから、無理して出ていって仕事をしなければみんなに申し訳ないとかというような、そういう感覚が働いたんですけども、実はそういうときこそ休まなければいけないというようなことになるんです。そうすると、職場として無理せずに休める職場づくりが必要ではないかというふうに思っています。

課内での業務の共有化を図るためのシステムとか、工事関係の工程管理、それから事務関係の業務の進捗状況、そういったものの管理システム、それから、先ほど、ワンストップサービスの体制というようなものも、住民に便利で分かりやすい役場業務ということ、こういうことをＩＴを活用しながら、私は正直言ってＩＴにそんなに詳しいわけではないし、万能主義を言うつもりは全くありません。そういうことで、パソコンのシステムの変更時期、機器更新の時期にそういうことに対応できるように、日常的に業務のチェックをしていく必要が今こそあるのではないかというふうに思っています。

先ほど、各課独立したシステムになっているので難しいというような回答の仕方もあったんですけども、それは今の時点でやることは難しいと思います。だから、そういう機会をきちんと活用しながら、あるいはその時期にどうしようかということではなくて、その時期にこういうことを次はするんだというようなことをきちんと準備をしていくということが必要ではないかというふうに考えているということです。

具体的なことを申し上げましたけれども、そのことをやるということではなくて、そういうものの考え方として、進めていく考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 各課のいろいろなシステム等に係ることにつきましては、現時点では答弁させていただくような内容には至っておりません。

それと、先ほどの質問の中にありました職員が休みやすい環境ということにつきましては、今回のコロナウイルス関係につきましては、拡大防止に係る職員の休暇等の取扱い、この辺を職員のほうへ周知しております。まずは特別休暇、勤務時間、規則の第10条第25号、この解釈によりまして、職員及び家族に発熱等の風邪症状がある場合、また、この世話をするために、やむを得ず休む場合などが対象になります。

また、病気休暇としては、感染が確認された場合、職務免除につきましては、濃厚接触者あるいは準じた健康観察が必要と判断された場合、このようなものを用いて職員の、休みやすいというのは言い方がおかしいと思うのですが、感染予防対策としての休暇を周知しているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 考え方としてはいいと思うのですけれども、もう一步進めていくということが必要だというふうに、これは認識の違いだというふうに言わればそうかもしれませんけれども、コロナと共に存をしていくということが求められているということについて押された場合は、できるだけいろいろな機会を利用しながら、要するに休みやすいというのは、本人の意思ではなくて、そういう職場体制や業務体制になっているのかどうなのかということです。しつこく言うのは、役場の職員が感染をしたり、あるいは、職場の中で感染拡大をしていったら、これは大変なことになりますから、十分な準備を、これからしていただきたいという趣旨の問い合わせで、それ以上お互いに論議しても、具体的なものはありませんから進まないと思います。ぜひ、私のほうの提言だということで受け止めいただければというふうに思います。

次に入らせていただきます。5番目は、啓蒙活動、情報公開について考え方を伺いたいと。これについても、既にたくさん答えられています。

これも先ほども言いましたけれども、これからどういうこととしてウイルスと付き合っていくのか、コロナだけではなくて。そういう中で新たな生活様式とか、そういうものが出来ているわけです。この必要性や、あるいは必要性の認識を深めていく、同時に生活様式そのものの定着化を図っていく、そういう意味では、啓蒙活動、情報公開については非常に大事なものになってくると思います。

例えば対策として行うとき、どんな目的で、どのような取組を行うのかというような丁寧な情報の発信も必要ではないかと考えています。どういうふうにお考えになっているのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 新たな生活様式でということでのご質問だと思いますけれども、新たな生活様式に関係しましては、広報6月号や町のホームページへの掲載のほか、役場庁舎内に新たな生活様式というチラシのようなものを掲示のほうをしてございます。そのような流れで住民に周知も図っております。

また、6月下旬に全住民の皆さんに配付を予定しております今回のコロナウイルス感染症に係る各種支援施策の冊子にも、新たな生活様式についてということで記載のほうもさせていただいております。町としては、繰り返し情報発信を行うことで、住民の皆さんに新しい生活様式の目的ですとか必要性の認識を深めていただいて、かつ実践していただきたいということで、同じような内容になるかもしれません、繰り返し情報を発信していくというような考え方で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 繰り返し情報を発信していきたいということで言われました。その上でぜひいろいろ工夫をしながら、やっていただければというふうに思います。

次に入ります。6番目、感染症流行時の災害対策についてお伺いしたいということで、これはさっき宮崎議員のほうで要望というようなことで出されていました。基本的には国・県の指針が出されています。そ

いう中で、本町にとって欠かせない感染流行時の災害対策について、あつたらお聞かせください。あるいは独自でこんなことも考えているというようなことがあつたらお聞かせください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　流行時の防災対策ということでございますが、「新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、もしも災害が発生したら・・・」と題しまして、3密を避けるポイント、また、避難所へ避難する場合のポイントを広報ちょうどん6月号に掲載いたしまして、周知を図ったところでございます。また、感染症対応時の避難所につきましても、先ほどお話がありました県・国から示されましたレイアウトを基に、過密状態を避け、十分な換気ができるような避難所内のスペースの検討や必要な資材の検討、また資材の配備を行ったところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　国・県の指針の中で一つあるのは、分散避難ということです。要は、これは先ほど言った3密を避けるというようなことで、当たり前のことと言わなかっただけだと思いますけれども、ただ、避難所というのは、町の指定で避難所が設置をされるわけですから、これを分散する、そうすると今まで足りるのかどうかというような、そういう検討も前提としてされているかどうかお伺いします。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君）　公的な避難所ということでは、今、考えておりません。災害時の自助・共助になりますが、その辺につきまして、まずは自宅で安全な場所へ避難していただく。次にはご近所、知人等に避難してもらう。その次に公的な避難所ということで考えていただくようなスタイルで今現在は考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　分かりました。それは災害の規模や種類によっても当然判断されるというふうに思います。6月号に載ったのは見ましたけれども、もう一つは、避難所に行くことになったらどうするかというような、そういう指針の作成みたいなものもぜひしていただければということで、これは要望です。

それから、本当は、準備されたもののパーティションとか、エリアとか、それからベッドの種類とか、いろいろあるだろうけれども、そういうものについても十分対応できるようなものとして配備をされるというふうに思っています。それを前提にして次に行きます。

7番目、小学校で中学校のような分散登校を行わなかった理由について、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　分散登校を行わなかった理由ということで答弁をさせていただきます。

小・中学校とも発達段階に応じた対応で分散登校を行いました。中学生は、中学3年生の進路を踏まえまし

て、週1回の分散登校、午前中のみ授業を行っています。小学生につきましては、保護者送迎の下、分散登校としました。

分散登校につきましては、先の見えない状況の中で、子供たちの早く皆と会って勉強したい、あるいは教師も早く授業を実施したいとの思いの中で、学校の苦渋の決断によるものだというふうに考えています。小学校は、学校再開に向けての慣らし登校と考え、授業は行わず、学級担任が児童一人一人と向き合う時間を取りました。小・中学校の対応の違いについては、先ほども言いましたように、子供の発達状況を踏まえた感染予防策を優先課題とした対応ということで考えております。お願いします。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 学校の休校についてはいろいろ賛否両論があつて、それから分散登校は、どういうふうに対応していくのかというようなことについてもいろいろな考え方があります。したがつて、これからこここのところについてはいろいろ検証をして、よりよい対応をされていけばいいのかなというふうに思っています。

特に、中学3年生の受験問題ですけれども、今、試験の中身の論議なんかもされていますけれども、学校の中で、とりわけ中学3年、それから小学6年生というようなところについては、できる限り遅れを取り戻したような形の中で新しい学校に行けるように、ぜひ努力をお願いしたいというふうに考えています。

8番目に移らせていただきます。休校中における児童・生徒の学習、家庭状況の把握と対応策についてお伺いしたいということです。これは、健康カード等は言われましたので、それ以外のところで対応策についてお伺いしたいということです。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 児童・生徒の学習・家庭状況の把握と対応策ということで答弁をさせていただいます。

先ほど河野議員がおっしゃられたように、健康観察カード、これによって児童・生徒の健康状態を確認しております。併せまして臨時休業期間に教職員で家庭訪問を行いました。これは4月、5月になります。そして、5月につきましては小・中学校とも分散登校を行いました。家庭訪問の中で、保護者、ご家庭の方、あるいは児童・生徒、これで対面、面会をして、その中で子供たちの家庭の状況、様子、こういったことを確認をしております。

その中で、気になった児童・生徒がいた場合、生活の様子ですぐに対応しなくてはいけない生徒がいた場合には、すぐに学校の中で対策会議を開き、そしてその対応策を検討します。今回につきましてはそのような生徒は出でていないというようなことで、報告は受けております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 家庭訪問ということで、こういう時期には一つ一つ家庭を訪問するということは大事なことだと思います。教職員の中でも、家庭訪問が終わった後、それぞれの状況を共有化しながら進められていったんだというふうに思います。その中で、次に質問しようと思ったんですけども、対応策につながった

事例についても、なかつたということでした。

これはお互いに知り尽くしたことだと思うんですけども、こういう休校の事態というのは、児童・生徒のメンタルケアや家庭不安のリスクが高まる。これはマスコミ等でも明らかにされていて、現実の問題としてクローズアップされていると思うんです。要するに学校が大変なのは、子供たちを教育する機能だけではなくて、子供たちを保護する機能、そういうようなものがあるからだと思います。

そこでもう一つ、不登校の児童・生徒さんがいらっしゃると思うんですが、このコロナ禍の中でどういう対応をされたかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　不登校児童・生徒への対応策ということで答弁させていただきます。

先ほど答弁しましたように、この臨時休業期間中に児童・生徒全員に対して家庭訪問を行っております。不登校生徒につきましても、担任、そして、職員のほうで実際に家庭訪問をし、保護者、そしてご家庭の方、本人と全員と会うことができたという話を聞いております。そして、その中で、この臨時休業中のストレスであるとか、心の不安であるとか、そういったものがあるかどうか、そういった話もしてくれています。

その中で、分散登校を行った際に不登校の児童が母親と共に登校してきたというような話を校長から聞きました。このような環境の中で生徒が登校する気持ちになったということで、先生方は、この気持ちをすごく大事にしてあげたいというような話はしておりました。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　分散登校で不登校の方が登校できたということで、これをいい機会に、いろんな工夫をしながら、学校に出られるようになればいいかなというふうに願います。

もう一つ、対応策につながる家庭はなかつたということなんですねけれども、ここで気をつけなければいけないのは、なかつたからいいということだけではなくて、まだまだ分からないということだと思います。これから子供たちを見守り、対応していくことが必要だということになると思いますので、それは釈迦に説法かもしれませんけれども、そういうことでぜひ対応のほうをしていただければというふうに考えています。

次に、9番目、小学校使用のタブレットではオンライン授業はできないとのことですけれども、早急に可能にするべきだというふうに私は考えています。これも回答をほかの議員の質問でいただいています。

1つは、なぜこのことを質問するのかというのは、自分の無知も含めてなんです。今、放課後学習ということで土曜日の学習をやってたりしています。コロナ禍で、放課後学習や家庭学習支援、そういうようなものの活用ができなかつたのか。コロナ禍の休校時に有効に活用が可能だったというふうに私自身考えたんです。だから、長南町はこの機会にいいものを入れてあったなというふうに思ったんです。ところが、そうではないということを聞かされました。

そこで、今後の教育指針になっていくことが想定されているG I G Aスクール構想、この概念、それから、今回のコロナ禍における休校の教訓から、長期的でなくて、短期、中期的なことでどんな準備が長南小学校、長南中学校に必要なのかということについて、考えがあつたらお聞きしたいということです。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　では、まずG I G Aスクール構想ということで、G I G Aスクール構想を踏まえまして、これから中学校のほうにタブレットを導入していく形になります。タブレット導入に際して、学校内のネット環境、これをまず整える、そして使えるように整備をしていく、まずここからになります。そして、オンライン学習ということで、まず考えているのは、できるところからやっていこうというふうに考えております。まず短期的なという部分で、各ご家庭のネット環境、これがどういう状況なのか。そして、それを踏まえて、基本的にはご家庭にあるものをまず使ったオンライン学習、こういったものを検討していかなければなというふうには考えております。さらにステップを踏んで進めていき、その先に行ければなというふうには考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　そうすると、今回、補正予算に入っている中学校のタブレット、これはG I G Aスクール構想の一環としてやるということなんですか？も、これも小学校と同じようにタブレットは校内専用ですか。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　今回中学校に入るタブレットに関しては、中学校のネットワークに対応した形になります。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　そうすると、オンライン学習というふうに言われているのは2通りあると思うんです。1つは、オンライン授業として学校の授業をオンラインでできるかということと、オンライン学習、ほかの教育関係機関のアプリとか、そういうものを利用しながらやるということ。先ほど教育長が言われたe ライブラリというものはそういうものなんですか。そこだけ教えてください。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　今お話しありましたように、e ライブラリというのは、学校のパソコンの中に組み込まれたソフトになります。そして、そこに子供たちがアクセスをして個人で自主学習ができる、そういったシステムになっております。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　そうすると、G I G Aスクール構想を実践するといつても、極めて狭い意味での初步的なものになるということですね。知識のない私でも、タブレットを使えば、直接学校とオンライン授業ができなくても、学校はこういうアプリを使えるから、こういうものを利用してやろうということでいけば、そのタブレットでできるんだというふうに思っているし、これからまず第一歩としてそこのところをやっていかな

いと、進まないんじやないかと。新しいものを中学に入れるんだけれども、実は中学も小学校と同じようなタブレットだというふうになつたら、特に受験期を控えていれば、受験対策なんかも結構、ほかの教育機関のアシリなんかでできるんですね。そういうふうなものについてぜひ活用してほしいという思い。

それからもう一つは、インターネット環境のある生徒はというふうに言つたら、教育機会の均等ということからいいたら極めて問題があるというふうに思うんです。それを言うんだつたら、今後は行政的にそのことをちゃんと補完して保障するんだよということを言わなければ、おかしいと思うんです。そのところについてもうちょっと、難しいかと思いますけれどもご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　まず、先ほど答弁の中でお話ししました、ネット環境調査ということでお話ししましたけれども、まず第一にご家庭にあるものを使ったオンライン学習、こういったものを検討ということでお話しさせていただきました。その際に、今、河野議員さんからお話がありましたように、ネット環境がそろっていないご家庭に関しては、行政側から対応していく必要があるというふうには考えております。その細かい部分については今後検討していくかというふうに考えます。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　最後は要望です。タブレットを自宅に持ち帰ってできる、それからお互いにアクセスできるような、そういうタブレットとして、近い将来導入していくというようなことについて、ぜひ環境づくりも含めてお願いをしたいということを申し上げて、最後の質問に入りたいと思います。

学校再開の段取りとその後の学校の新しい授業づくり、学校の新しい生活様式もそうなんですけれども、どんな考え方の下に臨むのかということ。簡単で結構です。

◎会議時間の延長

○議長（松野唱平君）　申し上げます。ただいま5時を経過しましたので、本日の会議時間は議事の都合により延長します。

○議長（松野唱平君）　先ほどの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　それでは、答弁させていただきます。

まず、小・中学校につきましては、先ほども出させていただきました文部科学省通知の衛生管理マニュアル、これに基づきまして対応し、感染者を出さないように留意すべき事項について細かく対応をしていきます。学習面、授業につきましては、これについても平日の7時間授業、夏季休業の振替、こういったことで授業時数の確保に努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　5時を過ぎたということで、もう何点か質問したいんですが、簡単にしたいと思いま

す。

先ほど、メンタルケアの問題については今後の課題だというふうに言いました。これは、教職員の見守りや対応を含めて、それから、それを補佐する体制なんかもつくられているようですから、そういうものを再点検して有効に動けるように、きちんと準備をしていただければというふうに思っています。

それから、感染対応の問題で、先ほどの質問にもいろいろ出てきましたけれども、教職員の仕事、第一は、教職員が感染した場合どうするんだということがあります。その場合、松戸市が、今回のコロナに限ってなんですが、教職員バンクを準備して感染した教員のために対策を立てているということ、それからもう一つは、教職員の仕事は大変だというのは、さっきからいろいろ質問のやり取りの中で言われました。こういうようなことについて、補助員とかボランティア活用をしていくということを考えていないのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚　猛君。

○学校教育課主幹（大塚　猛君）　今、補助員、ボランティアということでお話がありました。国からの通達で、このような状況の中で、教師の加配あるいはボランティア、スクールサポートスタッフ、こういった役割があるんですけれども、こういったところでの要望があればということで国から来ております。現在、ここの部分についても協議はしております。ただ、この人材を確保する、ここの部分が非常に難しい問題となってきます。こここの部分についての解消がやはり一番の課題かなというふうに考えます。

以上です。

○議長（松野唱平君）　3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君）　難しいとは思いますけれども、当町には教師の経験者とかいろんなスタッフがそろっていると思います。本来の今の教職員の業務、特に学習が遅れているわけですから、そこにぜひ集中をしていただいて、そういう体制を取るのは、学校というよりも執行部であり、教育委員会だというふうに思いますので、ぜひその努力をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問については終わりますけれども、問題提起なり提言にこのことがなっていけばいいなというふうに思っているのと、それから、議会も含めて課題になっているのは、自治体におけるコロナ対策の事業案、そういうことのための臨時議会の開催とか、そういうようなもの、これは執行部や議会の対応が、こういう不安時に見える化をしながら、住民の不安、不信を持たれない、そういうことで危機管理の基本ではないかというふうに思っています。今後の課題として、そういうことを検証して検討を加える。また、学校の問題で言えば、休校の判断、休校時の取組、開校の判断、準備、開校後の取組、そういう対策のための議論をどういう場で行っていくのかということ。そうすると教育委員会の位置づけなんかについても検証したり検討したりする必要性があるのではないかというふうに考えてています。

そういう議論の一翼を私たちも担っていくという覚悟をしながら、私の一般質問について終了させていただきます。

○議長（松野唱平君）　これで3番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 5時05分）